

新県立体育館整備・運営事業
業務要求水準書（案）

令和6年3月

秋田県

第1	総則	1
1.	本業務要求水準書の位置づけ	1
2.	本事業の目的	1
3.	本事業の方向性	1
	(1) 基本方針	1
	(2) 施設機能	2
4.	本事業の基本的な枠組み	2
	(1) 対象敷地	2
	(2) 業務範囲	3
5.	遵守すべき法令等	4
	(1) 法令	5
	(2) 条例、指針等	5
	(3) 官庁営繕関係の基準	6
	(4) その他の基準	7
6.	著作・特許権の使用	7
	(1) 著作権	7
	(2) 特許権等	8
7.	個人情報の保護及び秘密の保持	8
	(1) 個人情報	8
	(2) 秘密の保持	8
8.	要求水準の変更	9
	(1) 要求水準の変更事由	9
	(2) 要求水準の変更手続き	9
9.	事業期間終了時の引継ぎ等	9
第2	統括管理業務に関する要求水準	11
1.	総則	11
	(1) 業務の概要	11
	(2) 業務区分	11
	(3) 実施体制	11
	(4) 業務計画書	12
	(5) 業務報告書	12
2.	業務の要求水準	12
	(1) 統括マネジメント業務	12
	(2) 総務・経理業務	14
	(3) モニタリング評価業務	14
第3	施設整備業務に関する要求水準	15
1.	新県立体育館	15
	(1) 計画地の概要	15

(2) 計画地の状況.....	15
(3) 新県立体育館の施設概要.....	16
(4) 新県立体育館の施設整備計画.....	17
2. 建屋.....	20
(1) 共通.....	20
(2) 建築計画.....	21
(3) 構造計画.....	22
(4) 設備計画（電気）.....	24
(5) 設備計画（機械）.....	32
(6) 昇降機設備.....	39
3. 外構.....	40
(1) 共通.....	40
(2) ロータリー.....	41
(3) 駐車場・駐輪場.....	41
(4) 緑地・遊具（広場）.....	42
(5) アリーナエントランス前スペース.....	43
第4 設計業務に関する要求水準.....	44
1. 総則.....	44
(1) 業務の概要.....	44
(2) 業務区分.....	44
(3) 実施体制.....	44
(4) 業務計画書.....	44
(5) 業務報告書.....	45
(6) 設計業務範囲.....	45
2. 業務の要求水準.....	45
(1) 設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む。）.....	45
(2) 国庫交付金等申請補助業務.....	46
第5 建設業務に関する要求水準.....	47
1. 総則.....	47
(1) 業務の概要.....	47
(2) 業務区分.....	47
(3) 実施体制.....	47
(4) 業務計画書.....	47
(5) 業務報告書.....	48
2. 業務の要求水準.....	48
(1) 基本的な考え方.....	48
(2) 建設工事着手前業務.....	49
(3) 建設期間中業務.....	49

(4) 竣工後業務.....	51
(5) 器具備品設置業務.....	52
第6 工事監理業務に関する要求水準.....	53
1. 総則.....	53
(1) 業務の概要.....	53
(2) 実施体制.....	53
(3) 業務計画書.....	53
(4) 業務報告書.....	53
2. 業務の要求水準.....	54
第7 開業準備業務に関する要求水準.....	55
1. 総則.....	55
(1) 業務の概要.....	55
(2) 業務区分.....	55
(3) 業務期間.....	55
(4) 実施体制.....	55
(5) 業務計画書.....	55
(6) 業務報告書.....	55
2. 業務の要求水準.....	55
(1) 開業準備業務.....	55
(2) 施設の利用促進に係る業務.....	56
(3) 開館式典及び内覧会等の実施業務.....	57
(4) 開館準備期間中の維持管理業務.....	57
第8 維持管理業務に関する要求水準.....	58
1. 総則.....	58
(1) 業務の概要.....	58
(2) 業務区分.....	58
(3) 業務の対象範囲.....	58
(4) 実施体制.....	58
(5) 業務計画書.....	59
(6) 業務報告書.....	59
(7) 第三者への委託の取扱い.....	60
2. 業務の要求水準.....	60
(1) 施設の保守管理業務.....	60
(2) 備品・什器・機材等保守管理業務.....	62
(3) 清掃業務.....	62
(4) 環境衛生管理業務.....	64
(5) 警備業務.....	65
(6) 修繕業務.....	65

(7) 植栽管理業務.....	66
(8) 中長期修繕計画策定業務.....	67
第9 運営業務に関する要求水準.....	68
1. 総則.....	68
(1) 業務の概要.....	68
(2) 業務区分.....	68
(3) 実施体制.....	68
(4) 業務計画書.....	69
(5) 業務報告書.....	69
(6) 第三者への委託の取扱い.....	70
(7) 光熱水費の取扱い.....	70
(8) 連携事業者.....	70
2. 施設運営の基本要件.....	70
(1) 施設の開館日及び休館日等.....	70
(2) 利用形態及び予約の優先順位.....	71
(3) 利用料金の考え方.....	72
3. 業務の要求水準.....	72
(1) 利用者等対応・利用受付業務.....	72
(2) 体力診断業務.....	72
(3) ホームページ管理その他広報業務.....	72
(4) 駐車場運営業務.....	72
(5) 安全管理業務.....	73
(6) 利用者の意見把握業務.....	74
(7) 行政等への協力・調整業務.....	75
第10 自主事業.....	76
1. 総則.....	76
(1) 事業の概要.....	76
2. 基本要件.....	76
(1) 費用負担・事業収入の帰属.....	76
(2) 料金の設定.....	76
3. 提案を求める自主事業.....	76
第11 経営管理に関する要求水準.....	77
1. PFI 事業者に求められる基本的事項.....	77
(1) PFI 事業者に関する事項.....	77
(2) 事業の実施体制に関する事項.....	77
(3) PFI 事業者の財務に関する事項.....	77
2. PFI 事業者の経営等に関する報告.....	77
(1) 定款の写し.....	77

(2)	株主名簿の写し.....	77
(3)	PFI 事業者が締結する契約等.....	78
(4)	株主総会の資料及び議事録.....	78
(5)	取締役会の資料及び議事録.....	78
(6)	計算書類等.....	78

[別紙一覧]

別紙 1	計画地図（計画地 1、計画地 2）
別紙 2	本事業の業務実施体制図
別紙 3	敷地測量図
別紙 4	地質調査報告書 ※後日提示予定
別紙 5	インフラ整備現況図
別紙 6	消防水利現況図
別紙 7	イメージパース
別紙 8	建屋西側外壁ライン図 ※後日提示予定
別紙 9	工作物取扱いリスト
別紙 10	基本計画図 ※後日提示予定
別紙 11	各室条件表
別紙 12	対応競技のコートレイアウト ※後日提示予定
別紙 13	アリーナ座席要件表
別紙 14	各種関係機関への事前確認事項リスト ※後日提示予定
別紙 15	交通量調査必要箇所図
別紙 16	交通量調査業務仕様（案）
別紙 17	敷地境界設定図 ※後日提示予定
別紙 18	現県立体育館の木製客席
別紙 19	設計業務提出図書一覧 ※後日提示予定
別紙 20	仮囲い範囲想定図（新県立体育館施工時）
別紙 21	建設業務提出図書一覧 ※後日提示予定
別紙 22	器具備品一覧 ※後日提示予定
参考 1	八橋運動公園内市営スポーツ施設の利用者数実績
参考 2	秋田県立体育館利用実績
参考 3	秋田県スポーツ科学センター利用実績
参考 4	交通量調査結果

第1 総則

1. 本業務要求水準書の位置づけ

本業務要求水準書（以下「本書」という。）は、秋田県（以下「県」という。）が、新県立体育館整備・運営 PFI 事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「PFI 事業者」という。）を募集及び選定するに当たり、本事業への応募者（以下「応募グループ」という。）を対象に公表する入札説明書と一体のものとして提示するものである。

本事業に関して前提とする条件や、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業における統括管理業務、設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務（以下「個別業務」という。）に関して、県が要求するサービスの最低水準を示すとともに、事業及び業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。

応募グループは、本書の内容を十分に確認した上で提案を行うものとする。なお、本文中、特に主語がない記述については、PFI 事業者が行うものである。

2. 本事業の目的

県では、築 55 年が経過し老朽化が進んでいる現在の県立体育館（以下「現県立体育館」という。）について、今後の人口減少も見据え、関連した機能を有するスポーツ科学センターと集約化・複合化の上、目標使用年数である 60 年が経過する令和 10 年秋までに建て替えることとしており、令和 5 年 12 月には、新たな県立体育館（以下「新県立体育館」という。）の整備や運営、事業手法等に関する基本的な方針を定めた「新県立体育館整備基本計画」を策定したところである。

本事業は、「みる」「する」「ささえる」スポーツの拠点となり、また、県民が集い、賑わいを創出する新県立体育館の整備及び運営を通じ、県民が多様なスポーツ活動を行うことができる環境を整備し「スポーツ立県あきた」の実現を図るとともに、都市公園の機能の向上と地方創生の推進に寄与することを目的とするものである。

3. 本事業の方向性

(1) 基本方針

基本方針は、以下のとおりとする。

- 「秋田の元気を創造する拠点」として、子供たちに夢を与え、選手と観客が躍動し、賑わいづくりにも貢献する施設とする。
- 人口減少に対応し、現県立体育館とスポーツ科学センターを集約化・複合化することで、公共施設の効率的な運営を図るとともに、デジタル技術を活用し、未来志向の施設を整備する。
- 建設場所となる都市公園の機能の向上を図る観点から、憩いの場となる緑地や遊具等の確保に配慮するとともに、公園全体の入口機能を担うロータリーを整備し、

エントランス等を公園利用者に開放する。

- トップスポーツや中体連・高体連の全県大会等の利用を優先しつつ、コンサート等にも対応できる施設とする。
- アスリートが活躍し、競技力を高める拠点となる施設とする。
- 映像設備等の演出設備は、利用者に臨場感や迫力をもたらす施設とする。

(2) 施設機能

「みる」アリーナ、「する」体育館、「ささえる」スポーツ医・科学の機能を備えた施設とする。

○メインアリーナ（以下「アリーナ」という。）機能

- ・Bリーグプレミア（※）基準を上回る6,000席以上の観客席を設置
- ・映像・照明・音響装置やそれらを支える最先端デジタル技術等、アマチュアスポーツの映像配信や競技力の向上に活用できるAIカメラ等の技術を取り入れた設備を導入

○サブアリーナ（以下「体育館」という。）機能

- ・バスケットボール公式規格で2面の広さを確保し、200席以上の観客を収容

○スポーツ医・科学機能

- ・アスリートを対象とするトレーニングや体力測定等を行える設備を整備

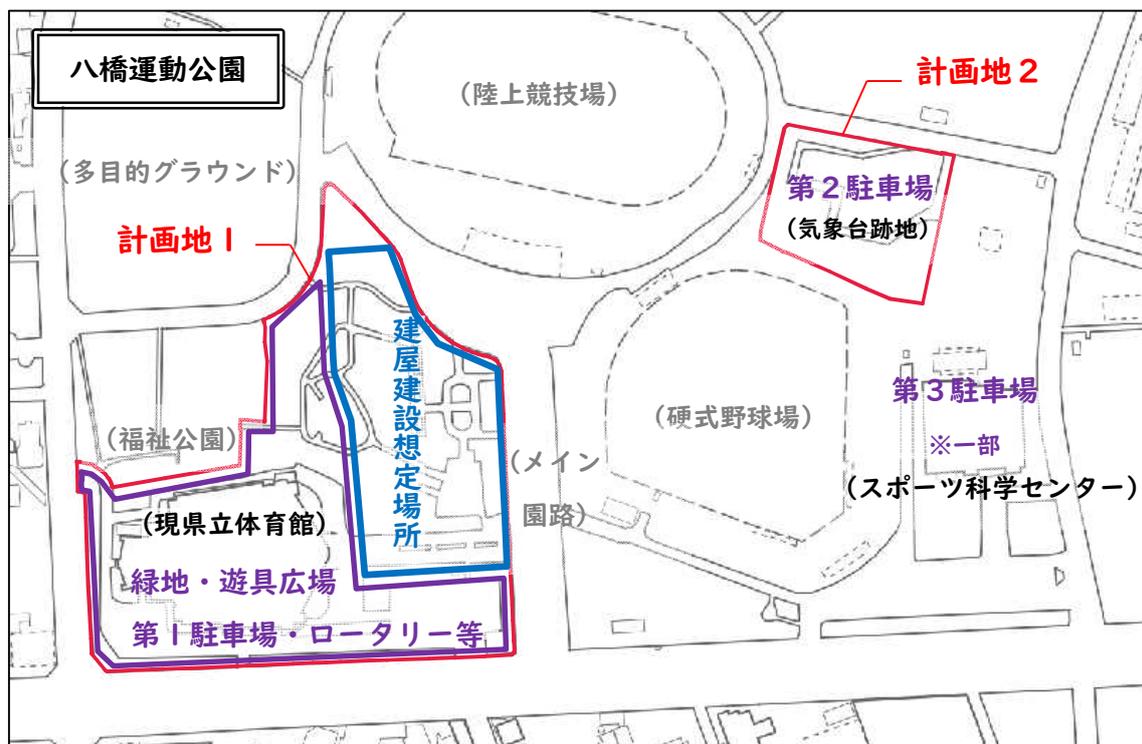
※Bリーグプレミア：男子プロバスケットボールリーグ「Bリーグ」が2026-27シーズンから創設する新たなトップリーグの名称

4. 本事業の基本的な枠組み

(1) 対象敷地

本事業の対象とする敷地（以下「計画地」という。）は「別紙1 計画地図（計画地1、計画地2）」に示すとおりである。

（図表 1-4-1）計画地概要



(2) 業務範囲

新県立体育館（駐車場、ロータリー、緑地、遊具等の外構を含む。）の設計、建設、工事監理、維持管理、運営を一体的に行うものとし、これらの業務を統括管理すること。

（図表 1-4-2）対象施設と業務範囲

対象施設	業務範囲					
	統括管理	設計	建設	工事監理	維持管理	運営
建屋	○	○	○	○	○	○
現県立体育館（解体）	—	▲	▲	▲	—	—
第1駐車場（現県立体育館跡地）	○	○	○	○	○	○
ロータリー	○	○	○	○	○	○
緑地・遊具広場等	○	○	○	○	○	○
スポーツ科学センター（解体）	—	▲	▲	▲	—	—
第2駐車場（気象台跡地）	○	○	○	○	○	○
第3駐車場（スポーツ科学センター跡地）	—	▲	▲	▲	—	—

○：PFI 事業者 ▲：県が別途業務委託する者

1) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日（令和7年4月を予定）から令和26年3月までの19年間で予定している。なお、スケジュールの詳細は、以下に記載のとおりである。

2) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュールは、概ね次のとおりである。

なお、この項目にいう「供用開始」は、条例を整備し、公の施設に位置付けることを意味する。

○建屋及びロータリー

① 設計・建設期間	事業契約締結日から令和10年7月末まで
② 開業準備期間	令和10年8月から9月末頃まで
③ 供用開始	令和10年9月末頃以降
④ 維持管理・運営期間	竣工から令和26年3月末まで（15年8か月程度）

○第2駐車場

① 設計・建設期間	事業契約締結日から令和10年7月末まで※
② 供用開始	令和10年9月末頃以降
③ 維持管理・運営期間	竣工から令和26年3月末まで（15年8か月程度）

※ 現県立体育館の利便性の維持のため、事業契約締結日から新県立体育館の準備工事により現県立体育館の駐車場の一部が使用できなくなる前までに、PFI事業者が必要な整備を行い、現県立体育館の臨時駐車場として県又は現県立体育館の指定管理者が維持管理及び運営を行うことを想定している。

○第1駐車場、緑地、遊具広場等

原則として、県が令和10年度以降に実施する現県立体育館の解体後に整備する。ただし、丘の頂上付近等の緑地、関係者用や障害者等用の駐車スペースなど、現県立体育館の解体を待たずに整備できる部分については、建屋の供用開始に併せて整備する。詳細については、入札説明書と併せて公表する。

5. 遵守すべき法令等

- a 本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考とすること。
- b 本事業の実施に関して特に留意すべき関係法令、条例、適用基準等は次のとおりである。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、PFI事業者がその許認可を取得しなければならない。

(1) 法令

- a 地方自治法
- b 社会教育法
- c スポーツ基本法
- d 都市計画法
- e 建築基準法
- f 道路法
- g 駐車場法
- h 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- i 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- j 屋外広告物法
- k 建設業法
- l 建築士法
- m 労働安全衛生法
- n 景観法
- o 都市公園法
- p 大気汚染防止法
- q 土壌汚染対策法
- r 騒音規制法
- s 水道法
- t 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- u エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）
- v 消防法
- w 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）
- x 興行場法
- y 文化財保護法
- z 電気通信事業法
- aa 電気事業法
- bb 電波法
- cc その他関連する法令等
 - ・ガス事業法
 - ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(2) 条例、指針等

- a 秋田県建築基準条例
- b 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例・施行規則・要綱
- c 秋田県環境基本条例
- d 秋田市景観条例・施行規則

- e 秋田市屋外広告物条例・施行規則
- f 秋田市都市公園条例・施行規則
- g 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例・施行規則
- h その他関連する条例等
 - ・秋田市建築基準法施行細則・実施要領
 - ・秋田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
 - ・秋田市宅地開発に関する条例・規則
 - ・秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
 - ・秋田市災害危険区域に関する条例・施行規則・実施要領
 - ・秋田市興行場法施行条例・施行細則
 - ・秋田市火災予防条例・規則
 - ・秋田市都市環境の創造及び保全に関する基本条例
 - ・秋田県木材利用促進条例
 - ・秋田市水道法施行細則
 - ・秋田市汚染土壌等の処理に関する指導要綱
 - ・秋田市下水道条例

(3) 官庁営繕関係の基準

- a 官庁施設の基本的性能基準
- b 官庁施設の総合耐震計画基準
- c 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- d 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- e 官庁施設の環境保全性基準
- f 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- g 官庁施設の防犯に関する基準
- h 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- i 建築工事監理指針
- j 建築設計基準
- k 建築構造設計基準
- l 省エネルギー建築設計指針
- m 公共建築工事積算基準
- n 公共建築数量積算基準
- o 公共建築工事内訳書標準書式
- p 共建築工事内訳書作成要領
- q 電気設備工事監理指針
- r 機械設備工事監理指針
- s 建築設備計画基準
- t 建築設備設計基準

- u 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）
- v 公共建築設備数量積算基準
- w 公共建築工事共通費積算基準
- x 秋田県土木工事共通仕様書

(4) その他の基準

1) 設計・施工関連資料

- a 昇降機技術基準
- b 駐車場設計・施工指針
- c 建設工事安全施工技術指針
- d 建築設備耐震設計・施工指針
- e 安全・安心ガラス設計施工指針 増補版
- f 建築物の構造関係技術基準解説書
- g アリーナ標準（一般社団法人アリーナスポーツ協議会）
- h 2026-27 シーズン B1 クラブライセンス交付規則
- i ホームアリーナ検査要項 2026-27 シーズン新 B1 用
- j V リーグライセンス交付規則
- k SV リーグ/V リーグホームアリーナ検査要項〔2024-30 シーズン用〕

2) 保全関連基準

- a 建築保全業務共通仕様書
- b 建築保全業務積算基準

3) 建設リサイクル法関連資料

- a 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（営繕）について
- b 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）について
- c 秋田県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

4) 維持管理・運営関連資料

- a 地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き
- 【参考】秋田県庁環境保全率先実行計画（第五期）

6. 著作・特許権の使用

(1) 著作権

- a 県が示した資料の著作権（著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利）

は県に帰属し、PFI 事業者が提出する書類の著作権は、PFI 事業者に帰属する。ただし、県が必要と認めるときには、県は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、PFI 事業者の提出書類については返却しない。

- b PFI 事業者が作成する成果物の著作権は、PFI 事業者又は県及び PFI 事業者の共有に帰属する。ただし、県は当該成果物の内容を自由に公表することができるものとする。
- c 県は、設計図等の成果物を自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は県の委託した第三者に複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。
- d PFI 事業者は、県に対し、新県立体育館を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することや、新県立体育館を増築し、改築し、修繕し、模様替えにより改変し、又は取り壊すことを許諾するものとする。
- e PFI 事業者は、その作成する成果物が、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証すること。

(2) 特許権等

- a 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を PFI 事業者が負担すること。

7. 個人情報の保護及び秘密の保持

(1) 個人情報

- a PFI 事業者は、本事業の実施に当たり個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令に基づき、その取り扱いに十分留意し、個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- b 従業者、派遣労働者又は受託事務に従事している者に、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用させてはならないこと。本事業の事業期間が満了し、若しくは契約を解除し、又はその職を退いた後も、また同様とすること。

(2) 秘密の保持

- a 従業者、派遣労働者又は受託事務に従事している者に、本事業の各業務上知り得た情報を相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいし、又は他の目的に使用させてはならないこと。本事業の事業期間が満了し、若しくは契約を解除し、又はその職を退いた後も、また同様とすること。

8. 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

- a 県は、事業期間中に、次の事由により要求水準を変更する場合がある。
- b 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- c 地震、風水害、感染症等の流行その他の災害（以下「災害等」という。）の発生や事故により、特別な業務内容が一定期間必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。
- d 県の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- e その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

- a 県は、要求水準を変更する場合、事前に PFI 事業者へ通知する。
- b 要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づき PFI 事業者へ支払うサービス購入費の取り扱いを含め、事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。
- c 県に起因する大幅な変更により、PFI 事業者へ追加的な費用（設計費、直接工事費、維持管理費等）が発生する場合は、県が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じる場合には、本事業の対価の支払額を減じるものとする。

9. 事業期間終了時の引継ぎ等

- a PFI 事業者は、事業期間終了時において、施設の全てが本書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で県へ引継げるようにすること。県は、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。
- b 事業期間の終了に伴い、建築物、建築設備、備品等の状態について検査を行い、県の確認を受けること。また、検査において不備が認められた場合は、本事業期間終了までに修繕等を実施すること。
- c 事業終了時まで、次期の指定管理者（以下、「次期事業者」という。）に対し、運営マニュアル、操作要領、申し送り事項その他の資料により業務の引継ぎを行うこと。引継ぎに要する経費は、原則として PFI 事業者の負担とすること。
- d 新県立体育館の鍵を、リストを添えて次期事業者へ引き継ぐこと。
- e 利用者に貸し付ける器具備品や新県立体育館に保管する県の財産等について次期事業者と引継書を取り交わすこと。
- f 引継ぎを行う際に、器具備品に不足があった場合は、PFI 事業者の責任において補充すること。
- g 事業期間が終了する際には、事業期間内に許可した内容や利用料金の徴収状況等業務の円滑な引継ぎを行うこと。
- h PFI 事業者へ所有権が帰属する備品等については、原則として PFI 事業者が自己の責任と費用で撤去又は撤収すること。ただし、協議により、次期事業者に対して引

き継ぐことができるものとする。

第2 統括管理業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

PFI 事業者が実施する個別業務について、本事業の全期間に渡り、総合的かつ包括的に管理することにより、長期間に渡り質の高いサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供するために実施する。

(2) 業務区分

統括管理業務の区分は、次のとおりとする。

- a 統括マネジメント業務
- b 総務・経理業務
- c モニタリング評価業務
- d その他統括管理業務において必要な業務

(3) 実施体制

1) 統括責任者の設置

- a 「別紙2 本事業の業務実施体制図」に基づき、統括管理業務を確実かつ円滑に実施できるよう、統括責任者を定め、設計業務の開始前に県に届け出ること。
- b 統括責任者は個別業務の責任者と兼務することは認めない。
- c 統括責任者は、原則として構成員から選出すること。
- d 統括責任者は、設計・建設期間で1名、開業準備期間及び維持管理・運営期間で1名を配置すること。なお、両期間に渡り同一の者を配置することを妨げない。
- e 統括責任者をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。
- f 統括責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (a) 本事業に係る全ての個別業務を一元的に統括管理し、本事業を取りまとめることができる者であること。
 - (b) 必要に応じ、県が主催する会議等に参加し、事業の状況を説明できる者であること。
 - (c) 現場で生じる各種課題や県からの求めに対して、的確な意思決定が可能となるよう努めることができる者であること。

2) 統括管理業務担当者の設置

- a 統括管理業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- b 法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。
- c 業務の開始前に統括管理業務担当者を定め、業務計画書に記載のうえ、県に提出す

ること。担当者を変更した場合は業務計画書の訂正を行うこと。

(4) 業務計画書

1) 基本業務計画書

- a 統括管理業務の実施に先立ち、基本業務計画書及びそれに付随する書類を統括管理業務の開始の30日前までに県に提出し、県の承認を得ること。なお、内容を変更するときは、県の承認を得ること。
- b 基本業務計画書には、統括管理業務を実施するに当たり、体制図等必要な事項について記載すること。

2) 年度業務計画書

- a 毎年度、統括管理業務の開始の30日前までに、年度業務計画書及びそれに付随する書類を県に提出し、県の承認を得ること。なお、内容を変更するときは、県の承認を得ること。
- b 年度業務計画書は、各個別業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。
- c 年度業務計画書には、統括管理業務を実施するに当たり必要な事項について記載すること。

(5) 業務報告書

- a 統括管理業務に関する次の業務報告書及び業務報告書に付随する資料を作成し、県に提出すること。報告事項の詳細については、県との協議により決定するものとする。
- b 関係法令上の必要な報告書及び点検記録等を作成し、保管すること。関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続きを行い、その副本を保管すること。

1) 月次業務報告書

個別業務の履行状況、連絡協議会の開催状況、その他必要な事項について、月ごとに月次業務報告書として取りまとめ、翌月15日までに県に提出すること。

2) 年度業務報告書

県との協議により決定した事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後1か月以内に県に提出すること。

2. 業務の要求水準

(1) 統括マネジメント業務

1) 基本業務計画書の確認

- a 個別業務の業務責任者が作成する基本業務計画書の内容を確認し、業務開始の30日前までに県に提出し、承認を受けること。
- b 基本業務計画書の内容が変更となる場合には、速やかに変更後の基本業務計画書を県に提出し、その内容の確認を受けること。

2) 年度業務計画書及び年度業務報告書の確認

- a 個別業務の業務責任者が作成する年度業務計画書及び年度業務報告書の内容を確認し、県に提出すること。
- b 年度業務計画書の提出に当たっては、各年度の業務開始の30日前までとする。月次業務報告書については翌月の15日（土、日、休日の場合は翌日）まで、また、年度業務報告書については翌年度の4月末までとする。
- c 年度業務計画書の内容が変更となる場合には、速やかに変更後の年度業務計画書を県に提出し、その内容の確認を受けること。

3) 個別業務の履行状況の管理等の実施

- a 個別業務の履行状況を把握し、事業期間に渡りサービスが安定的に提供され、資金不足等により事業の安定継続に支障を来たさないよう、必要な管理体制を構築し、機能させること。
- b コスト及び収支管理の状況を明確化し、年度業務報告書に記載するとともに、県の要求に応じて適切に報告すること。
- c 個別業務の内容について、必要に応じて内容の変更等を行うことで、事業期間に渡り要求水準を満足したサービスを安定的に提供すること。なお、当該内容の変更については、軽微な内容を除き、原則として事前に県の承認を得ること。また、変更した内容については、必要に応じて基本業務計画書及び年度業務計画書に反映すること。
- d 当該業務は、セルフモニタリングの根幹に当たることを十分に認識し、業務を実施すること。

4) 県等との調整

① 連絡会議の開催

- a 県との間で、本事業の全般についての協議を目的とする連絡会議を開催すること。
- b 連絡会議は、必要に応じ開催するものとするほか、県の求めに応じ開催すること。
- c 県が出席を要請した会議等には、出席すること。

② 問い合わせ等への対応

県から個別業務の履行状況に対する確認等の問い合わせがあった場合、速やかに報告等を行うことができる体制を構築し、機能させること。ただし、資料の作成等、対応に相当程度の期間を必要とする場合には、当該期間等について、別途県と調整・協議を行うものとする。

5) 県主催事業等への協力

- a 県等が実施する大規模大会の開催時における施設の運營業務や県の特別な事情により施設を利用する必要が生じた場合には、協力すること。

6) 書類作成支援

- a 個別業務担当責任者が作成した各種法令等により監督官庁へ提出を要する届出書等を取りまとめ、県へ提出すること。

(2) 総務・経理業務

1) 文書・データ管理

- a 文書や電磁的記録の管理について保存が義務づけられている期間中、適切な方法で管理し、紛失のないよう保存すること。

(3) モニタリング評価業務

1) モニタリング実施計画の作成

- a 事業契約の締結後に、モニタリング実施計画書を作成し、県の承認を得ること。
- b 個別業務が要求水準を充足していることを客観的に確認する仕組みを導入すること。

2) 自己評価の実施

以下に示す利用者モニタリングを行う等により得られた結果をもとに、定期的に施設の管理運営に対する自己評価を行い、その結果を業務報告書にまとめ県に報告すること。

- a 個別業務のほか、自らの経営状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を県に報告すること。
- b 安定した施設運営や適正かつ円滑な業務執行等に影響を及ぼすおそれのあることが判明した場合は、速やかに県に報告すること。
- c セルフモニタリングの結果を個別業務の内容に反映するなど、利用者のサービス向上につなげる仕組みを構築すること。
- d 個別業務ごとのセルフモニタリングの結果について、年度業務報告書に取りまとめ、県に報告すること。
- e セルフモニタリングの結果、要求水準未達のおそれがあると判断した場合、改善方策について検討して年度業務報告書に反映すること。

3) 県等によるモニタリングの実施

- a 県は、統括責任者から提出された年度業務計画書、年度業務報告書及びその他必要な書類等に基づき、公共サービスの履行に関し、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認するためモニタリングを実施する。
- b 県は、必要と認める場合に、第三者による本事業の外部モニタリングを実施することができるものとする。
- c 秋田県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年秋田県条例 12 号）に規定する監査が実施されるときは、これに応じなければならない。

第3 施設整備業務に関する要求水準

1. 新県立体育館

(1) 計画地の概要

計画地の概要は次のとおりである（図表 3-1-1）。なお、敷地の現況については、「別紙 3 敷地測量図（現況図）」を参照すること。

（図表 3-1-1）計画地の概要

場所	秋田市八橋運動公園内
現況	都市公園（都市基幹公園・運動公園）※秋田市が開設
既存施設	県立体育館、駐車場、遊具広場
敷地面積	約 22.34ha（公園面積を記載）
土地所有者	秋田県、秋田市 ※一部国有地有り
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
防火・準防火地域	準防火地域
日影規制	4 時間－2.5 時間／平均地盤面からの高さ：4m
交通アクセス	秋田駅から約 3.3km、秋田空港から約 20.1 km、 秋田中央 I.C から約 7.7 km

(2) 計画地の状況

1) 土地利用に関する手続

計画地が第一種中高層住居専用地域にあることから、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条ただし書の許可を得る必要がある。このため、秋田市建築当局への許可申請を行うに当たり、事前に、周辺の混雑や渋滞、騒音、新たに発生する影やビル風、電波障害、伝搬障害について検証し、対応策の検討を行うこと。詳しくは、第 4 2. (1) 設計業務及びその関連業務を参照のこと。

2) 車両出入口

計画地 1 南東と計画地 1 西側の既存車両出入口は、現況の位置で利用できる。ただし、西側の車両出入口の構造及び運用については、西側道路に対して正対させるとともに車両の出入りは左折に限ることとするよう、警察当局より指導を受けている。

3) 地質状況・地中障害物

- a 計画地 1 のうち建屋建設想定場所の地質状況は、「別紙 4 地質調査報告書」による。
- b 計画地 1 は、土地利用履歴から地中障害物は存在しないものと想定している。

4) インフラ整備状況

- a 計画地のインフラ整備状況は、「別紙5 インフラ整備現況図」によること。

5) 消防水利状況

- a 現状の消防水利の配置は「別紙6 消防水利現況図」によること。
- b 火災時の消火活動のため、秋田市消防本部と協議の上、消防水利を整備すること。

6) 地震、津波による被害想定

- a 地震、津波による被害想定は秋田市の防災に関する各種マップ、県の津波浸水想定図等によること。

参考 URL : <https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/bosai-kyukyu/1007817.html>

<https://www.city.akita.lg.jp/bosai-kinkyu/index.html>

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/53916>

7) 洪水による被害想定

- a 水防法改正（H27.7.19 施行）に基づく被害想定は県の「雄物川水系旭川 洪水浸水想定区域図」によること。

参考 URL : <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10574>

8) 埋蔵文化財状況

- a 計画地1のうち建屋建設想定場所及び計画地2は、試掘調査を実施し、包蔵の可能性はないことは確認済みであるが、工事中に遺跡等を発見した場合には県へ報告すること。
- b 緑地、広場等を整備する現県立体育館敷地は、県が別に発注する解体工事に合わせて試掘調査を実施することとしている。

9) 土壌汚染

- a 計画地の土壌汚染については、土地の履歴から土壌汚染対策法の特定施設があった履歴がないため調査義務はないものとする。

10) 公共交通状況

- a 計画地へのバス運行は、秋田中央交通株式会社及び羽後交通株式会社の「県立体育館前」停留所がある。計画地周辺のバス停留所の位置、路線図、時刻表等については、各社のホームページ等で確認すること。

(3) 新県立体育館の施設概要

1) 新県立体育館（建屋）

- a 現在のスポーツ需要を勘案するとともに、変化する社会情勢を見据え、今後も担うべき機能を集約し、現県立体育館・スポーツ科学センター機能の向上、最適化を図るため、主な施設概要は次のとおりとする。

（図表 3-1-2）新県立体育館（建屋）の施設構成

選手・チーム関係者/演者・イベント関係者/一般利用者利用エリア
アリーナ、アリーナ用器具庫、搬入出口、荷捌き場、更衣室（アリーナ用）、控室、多目的室、医務室、ドーピングコントロール室、体育館、体育館用器具庫、体力測定室、トレーニング室、更衣室（体育館用）、会議室、スポーツクライミング（リード）スペース 等
来場者利用エリア
アリーナ一般席、体育館観客席、エントランスホール、入退場口、当日券売場、コンコース、トイレ、コインロッカー、救護室、授乳室、キッズルーム（スペース）、館内展示スペース、飲食テナントスペース、売店スペース 等
来場者利用エリア（VIP）
スイート、ラウンジ、センサリールーム、パントリー、専用エントランスホール・入退場口 等
観客席内運営エリア
メディア席、ENG スペース、中継カメラスペース、放送室/コメンタリーポジション、コントロールルーム 等
施設管理運営エリア
機械室等、管理事務室、秋田県スポーツ協会事務室、ごみ庫、清掃員控室、警備員室 等

2) 外構

- a ロータリー、駐車場（現県立体育館跡地、气象台跡地）、駐輪場、緑地、広場（遊具）を整備する。

(4) 新県立体育館の施設整備計画

1) 配置計画

- a 建屋は、八橋運動公園内の既存の運動施設に影響を及ぼさないよう、現県立体育館に隣接する丘の周辺に配置すること。この丘は、公園利用者や地域住民の憩いの場となっており、建設に当たっては、丘の半分以上を残し、新県立体育館の機能の一部として効果的に活用すること（「別紙7 イメージパース」参照）。
- b 建屋の配置に当たっては、「別紙8 建屋西側外壁ライン図」に示す青ライン以東に整備し、青ライン以西の丘との連続性を確保するとともに、再整備する丘の遊歩道等を介して建屋と行き来できるよう工夫すること。
- c 建屋周辺には、緑地、遊具広場や駐車場・ロータリー等の外構も整備し、八橋運動公園全体の公園機能の向上を図るとともに、八橋陸上競技場、県児童会館、県立図書館等の公園内外の施設との回遊性にも配慮すること。
- d 八橋運動公園の中核的機能を担う施設として、通常時はエントランスホールやト

イレ等を公園利用者にも開放することを前提に計画すること。

2) 動線計画

- a 歩行者、自転車、自動車の交錯や周辺交通影響に配慮し、安全で利用しやすい動線とすること。
- b 競技大会、スポーツ興行、一般利用等様々な利用形態に対応した機能的な動線計画とするとともに、高齢者や障害者等配慮が必要な者の安全性、利便性を十分に考慮すること。
- c 丘の頂上部に係る動線計画は、新県立体育館の利用者はもとより、陸上競技場等の各公園施設や県児童会館等の利用者のアクセスに配慮すること。
- d 災害発生時に観客、施設利用者、施設関係者が迅速かつ安全に避難ができる計画とすること。
- e 救急車、消防車等の緊急車両駐車スペースから、医務室やアリーナ等まで迅速なアクセスが可能な計画とすること。
- f 来場者の場外待ち行列が、階段等危険なエリアを極力避けて並べられるよう計画とすること。
- g 興行時等利用目的に応じて、来場者と選手・興行関係者・メディアの動線を分離して運用できる計画とすること。
- h VIP ほか車椅子対応の動線を確保した計画とすること。
- i 建屋の荷捌き場への車路は、運営上必要な有効幅員、有効高さを確保し、11t 車が搬入出可能な計画とすること。また、コンサート利用時には、ステージが設置されてある状態でも会場設営に支障のない搬入出ルートを設定すること。
- j メイン園路の両側に植えられているカイズカイブキは、移植、伐採できないため、建屋の荷捌き場へのアプローチの計画に当たっては、留意すること。
- k 設備のメンテナンス動線を確保すること。屋外にも必要に応じて確保すること。

3) 緑化計画

- a みどり豊かな空間を形成し、安らぎと潤いを感じられ、憩いの場となるように設けること。
- b 計画地内の工作物・樹木等は、「別紙3 敷地測量図（現況図）」を参照し、「別紙9 工作物取扱いリスト」に従って適切に移設・移植すること。
- c 「別紙9 工作物取扱いリスト」に記載がない工作物及び樹木等は、県に事前に確認した上で撤去処分、又は移設すること。なお、樹木については、PFI 事業者の提案により、計画地内に移植し、再利用しても差し支えない。

4) 安全・防災計画

① 安全性

- a 明るく開放された空間の整備を図り、死角が生じないように配慮すること。
- b 適正な照明計画により、安心して利用できる空間を整備すること。
- c 不法侵入の防止、危険の予防、検知、避難の観点等から安全管理を考慮すること。
- d 人の往来が多い場所に設置する開き戸は、安全性確保のため、ガラス入りを基本と

すること。

- e 建具等のガラスは、必要となる部位に応じて強化ガラスとする（単板の場合、飛散防止フィルム付とする。）。なお、人体衝突に対する安全性を確保すべき箇所は、「改訂版ガラスを用いた開口部の安全設計指針（財団法人日本建築防災協会）」によるものとする。
- f 全面ガラス等の衝突の恐れのある部分は、衝突防止策（ライン、マーク等）を講じること。
- g 人の触れることの多い部分の間仕切り壁は、破損防止のため衝撃に対する十分な強度を有する工法、材料を採用すること。
- h 通路に設置する消火栓や消火器ボックス等は、原則として通路に突出しないよう、壁埋め込みとし、面一納まりとすること。
- i 階段、吹抜部、コンコース、観客席等は落下防止対策に配慮した計画とすること。手掛、足掛等を考慮した落下防止対策を講じること。
- j メンテナンスラップで床面からの高さが2mを超える場合は、背かご付きとすること。

② 防災性

- a 新県立体育館は、災害時の避難所となるため、周辺地盤との高低差を鑑み、大雨等による浸水・冠水対策等を考慮した計画とすること。
- b 計画地内施設又は周辺地域において火災等の災害が発生した際には、容易かつ安全に避難することができる計画とし、特に、障害者、子ども、高齢者、外国人等自力で避難することや臨機応変な対応が困難な利用者（要援護者）について、十分に配慮すること。
- c 大規模災害時のライフライン（上水道・電気・ガス等）の確保を考慮した設備を計画すること。
- d インフラ等の復旧が見込まれる場合、施設及び営業の稼働が迅速にできるよう施設計画上の配慮を行うこと。

5) ユニバーサルデザイン計画

- a 年齢、性別、身体状況等の違いにかかわらず、誰もが快適で安全に利用できるよう、遵守すべき法令等や「多様性に満ちた社会づくりに関する指針」、「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン」等に基づき計画すること。
- b 障害者や子ども、高齢者、外国人等、全ての人に配慮して、文字表記を最小限にとどめてピクトグラムを活用するなどユニバーサルなサイン計画とすること。

6) 環境配慮計画

- a 「秋田県環境基本計画」及び「秋田県地球温暖化対策推進計画」に基づき、環境負荷の軽減について積極的に取り組むこと。
- b 施設の周辺環境に与える影響（風害、低周波音、光害、騒音、振動、排気ガス等）については、施設の配置に配慮する等により環境保全に努めること。なお、計画地の北側、西側の住宅地には特に配慮すること。

- c LED 照明や、温室効果ガスの排出の少ない高効率空調設備等の導入、屋根・外壁等の断熱性への配慮により、ZEB Oriented 以上の施設とすること。
- d 外皮・窓等の断熱性向上やブラインドによる日射遮断等、省エネルギーの観点に配慮するとともに、維持管理経費の低減に努めること。
- e 廃棄物の発生を抑制するとともに、資源の再利用、再生利用を促進する資源循環型社会の構築に向け、建設工事においてもリサイクル資材の活用を考慮すること。
- f ノンアスベスト材料を使用すること。
- g イニシャルコストだけでなくライフサイクルコストの面での経済的バランスを考慮した計画とすること。
- h 維持管理や大規模修繕等における廃棄物抑制についてのコスト縮減も配慮すること。
- i 使用材料は資源の節約と有効利用を考慮するとともに、積極的にグリーン調達を採用すること。

7) その他

- a Bリーグ「ホームアリーナ検査要項 2026-2027 シーズン新 B1 用」の基準を充足すること。
- b 「あきた県産材利用推進方針」に基づき、県産材の活用を図ること。
- c 新県立体育館では、原則として禁煙とする。ただし、イベント開催時に、屋外に一時的に設置する喫煙スペースの取り扱いについて、設計及び運営段階で、県と PFI 事業者が協議して定める。

2. 建屋

(1) 共通

1) 建屋の用途

- a 建築基準法においては、「特殊建築物」であり、別表第 1 (1) 項「観覧場」及び (3) 項「体育館その他」の複合用途となる。
- b 消防法（昭和 22 年法律第 186 号）においては、施行令別表第 1 (1) 項イ「観覧場」となる。

2) 建築面積の上限

- a 計画地は、都市公園であり、都市公園法により運動施設の敷地面積（公園全体）に関する規制、建築物の建築面積に関する記載より、建屋（通路用シェルター等の付属建築物を含む。）の建築面積の上限を以下のように定める。

建築面積の上限 10,225 m²

3) 既存機能と新機能について

- a 本事業は、現県立体育館とスポーツ科学センターの類似する機能を集約し、効率的で利便性の高い施設運営を目指している。
- b 一方で、既存の 2 施設には備わっていない機能として、スイート、ラウンジ等付加価値の高い「みる」機能等を付加し、賑わいの創出に資する施設とする。

- c これら「既存機能」と「新機能」を整理すると下記の表ようになる。
- d なお、公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）を活用するため、既存機能部分の延床面積の合計は、既存の2施設の延床面積の合計（14,143㎡）未満とする。

(図表 3-2-1) 既存機能と新機能

既存機能 (合計 14,143㎡未満)	新機能
現県立体育館及びスポーツ科学センターが有する機能であり、新県立体育館が引き続き有することになる機能	現県立体育館及びスポーツ科学センターが有していない機能であり、新県立体育館で新しく取り入れる先進的な機能
<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技フロア（アリーナ、体育館） ・ 一般観客席 ・ 体力測定室、トレーニング室 ・ 更衣室、会議室 ・ 器具庫、機械室、事務室 等 	<p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スイート、ラウンジ等付加価値の高い観客席エリア及び当該エリア利用者専用トイレ、パントリーその他諸室、エントランス、エレベーター等 ・ センサリールーム（※1） ・ デジタルエリア（※2） ・ 飲食テナントスペース 等

※1 センサリールーム：聴覚、視覚等の感覚過敏の症状がある方やその家族が安心してスポーツ等を観戦できる部屋

※2 デジタルエリア：放送・演出に関わる部屋及びデジタルサイネージ、キャッシュレス決済、その他の各種関連設備の運用等に関わる部屋

(2) 建築計画

1) 機能構成

- a 新県立体育館の建物機能構成は、「別紙 10 基本計画図」を参照すること。
- b 新機能のエリアは、既存機能のエリアから独立して運用することができるよう、少なくとも1箇所の専用出入口を有し、かつ、立体的又は平面的に連続するよう整備し、新機能に該当する各機能が既存機能のエリア内に点在しないようにすること。
- c 提案書類において、各機能のエリア、内容及び整備費の詳細を明らかにすること。

2) 規模

- a 「別紙 11 各室条件表」ほか、本書記載の条件を満たした上で、応募グループのノウハウや創意を生かし、合理的な規模を提案すること。
- b 建築面積は、計画地内の建屋以外の建築物（通路シェルター等の付属建築物を含む。）も含めて10,225㎡以下とし、既存機能の延床面積は、14,143㎡未満とすること。

- c 建屋の延床面積は、17,000～18,000 m²を想定しているが、新機能の延床面積の上限は設けず（敷地境界内全体で指定容積率内とする）提案によることとする。ただし、新機能に該当するもの以外は認められず、また、新機能に係る整備費を抑制する必要があることに留意して提案すること。

3) 建屋出入口

- a 駐車場からの人の流れや来場者の滞留に配慮した計画とすること。
- b 緊急時等に利用者が迅速に避難できるようにすること。
- c 建屋2階以上に丘からアクセスできる出入口を1箇所以上設け、建屋内を通り抜けることにより八橋運動公園正門と陸上競技場の間の園路（以下「メイン園路」という。）との動線を確保し、建屋東西の回遊性に配慮した計画とすること。

4) 外観計画

- a スポーツと健康づくり・地域交流の拠点としてふさわしく、県民に親しまれ、周辺の施設や環境と調和したデザインとすること。
- b 南側県道（秋田県道26号線秋田停車場線＝山王大通り）側からの景観に配慮したデザインとすること。
- c 建物の外装は、維持管理、修繕コストの観点から、改修周期が長い計画とすること。また、海にも近いことから塩害対策にも考慮すること。
- d 積雪や雪の吹き込み、つらら等の対策を講じること。
- e 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上げ材の剥離、膨れ、乾湿の繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上げ材の損傷等が生じにくい計画とするとともに、修繕が容易な計画とすること。
- f 新県立体育館名称用の大型看板を外壁に設置する計画とすること。また、将来的に県がネーミングライツを導入することを想定し、新県立体育館名称用とは別にネーミングライツ対応用の大型看板設置のための下地、電源等を設置する計画とすること。

5) 諸室計画

- a 各諸室の要求水準については、「別紙11 各室条件表」により、図表3-1-2に示す諸室等を設けること。「別紙11 各室条件表」及び図表3-1-2に示す諸室等に示されておらず、必要な諸室については適宜計画のこと。
- b 競技別コート数は、各種目の競技団体が定める会場基準を十分考慮して、コートライン（コーナー位置のみ）、支柱穴及び固定器具等を設けること。なお、コートレイアウトは、「別紙12 対応競技のコートレイアウト」を参照すること。
- c アリーナの客席仕様については、「別紙13 アリーナ座席要件表」を参照すること。

(3) 構造計画

1) 基本方針

- a 建屋は、多くの県民が安全に利用できる建物とするとともに、災害時には避難所となるため、十分な耐震安全性を確保すること。
- b 構造方式は、使用性、機能性（遮音性・耐振動性・耐衝撃性等）、耐久性、経済性、施工性、将来の室配置や使用形態の変更に対するフレキシビリティ性等を考慮した上で、下記により構造方式を提案すること。
 - (a) 原則として耐震構造以上とするが、制振構造等とする場合は、コストパフォーマンスに留意すること。
 - (b) 構造種別は、S造/RC造/SRC造/W造/これらの混合構造/その他、いずれも可とする。
 - (c) 架構形式は、純ラーメン構造/ブレース・耐力壁付ラーメン構造/その他、いずれも可とするが、ブレース・耐力壁を設置する場合は、現況及び将来の使用上の支障とならないように留意すること。
- c 基礎形式は任意とする。

2) 構造材料

- a 原則として JIS 規格品又は大臣認定品とすること。

3) 耐震性能

- a 耐震性能については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」第2編を適用し、耐震安全性の分類は下記による。
 - 構造体：Ⅱ類
 - 建築非構造部材：A類
 - 建築設備：乙類
- b 制振構造等で時刻歴応答解析を採用する場合は、一般財団法人日本建築センター「時刻歴応答解析建築物性能評価業務方法書」等に準じて入力地震動及び応答値に対するクライテリアを適宜設定すること。

4) 耐風性能

- a 耐風性能については、「官庁施設の基本的性能基準」3-1-5_1)～3)を適用し、耐風性能の水準の分類は下記による。
 - 構造体：Ⅱ類
 - 建築非構造部材：Ⅱ類
 - 建築設備：Ⅱ類
- b 建物のピーク風力係数値が大きい箇所に建築非構造部材（屋根ふき材・帳壁等）及び建築設備を設置する場合は、それらの風圧力は建物の当該箇所のピーク風力係数を反映したものとする。

5) 耐雪・耐寒性能

- a 耐雪・耐寒性能については、「官庁施設の基本的性能基準」3-1-6_1)～2)を適用する。
- b 積雪時に上部からの落雪や滑雪、風の吹溜り等で積雪深さが増大する恐れのある箇所については、積雪深さを適宜割増すこと。

6) 常時荷重に関する性能

- a 常時荷重に関する性能については、「官庁施設の基本的性能基準」3-1-8を適用する。
- b アリーナ上部架構には、コンサート等、想定されるイベントに対応する可変性と、十分な吊物荷重を見込むこと。

7) 耐久性に関する性能

- a 耐久性に関する性能については、「官庁施設の基本的性能基準」5-1-1_1)～3)を適用する。
- b 外気及び土に接する部分の構造体コンクリートの計画共用期間は、一般社団法人日本建築学会の建築工事標準仕様書（JASS）に定める標準級以上とし、設計基準強度 $F_c=24\text{N/mm}^2$ 以上とすること。

(4) 設備計画（電気）

1) 基本方針

- a 競技しやすく、快適に観戦もできるような設備を計画すること。
- b ライフサイクルコストの最小化を目的に、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用を積極的に図ること。
- c 機器の運転、保守点検及び更新等保全業務の容易な設備を計画すること。
- d 複数の主催者による同時利用や部分的な利用が考えられることから、設備は部分的な稼働に対応できるようエリア別、時間帯別の制御、運用ができる計画とすること。
- e 重要機器は浸水時に支障がない位置に配置すること。

2) 共通事項・仕様

- a 各諸室の要求水準については、本書記載の内容及び「別紙 11 各室条件表」にて計画すること。
- b 電気関連諸室へは給排水が漏水した場合も水が浸入しないよう計画すること。
- c 設備システムについては、経済性（イニシャル・ランニング）、環境性、冗長性、メンテナンス性等における総合的な評価で提案を行うこと。
- d 夜間運転が必要な機器は、騒音規制法の夜間規制値を満たすこと。
- e 電気メーターは運用する上で計測が必要となる区分単位で設けること。
- f 電源車や中継車からアリーナ内各所までの仮設ケーブル用配線ルート（配線ピット等）を設けること。配線ルートは美観及び通行等の妨げとならないよう計画すること。
- g アリーナや体育館、各コンコース等に露出する機器、配管等は意匠に配慮した仕上げとすること。
- h 運用の利便性や来場者へのサービス向上、設備機器の効率化、設置スペースの省力化、維持管理のしやすさ、将来にわたる機器の更新性、拡張性、冗長性の確保を実現できる計画とすること。

- i 各設備機器は、高効率機器及び省エネルギー制御機器とし、耐久性、信頼性、耐震性のある設備とすること。
- j 機器類は、交換・保守部品について容易に入手可能なものとすること。
- k 配管材料・付属品類等は、耐震性、耐圧、耐久性、耐食性、防火性等だけでなく、使用実績も考慮して選定すること。
- l 映像、音響、情報通信機等へのノイズ障害対策を考慮すること。
- m 地震時等の落下や転倒の防止を考慮した計画とすること。

3) 電気設備計画

① 幹線設備

- a 供給ゾーニングは階別、エリア別に細分化し、電力供給の効率化や信頼性の向上を図ること。
- b 維持管理・更新を考慮し、幹線ルートは原則として共用部とすること。
- c プロスポーツ興行やイベント時等の電源対応として、アリーナ内（アリーナ面及び点検用歩廊）やコンコース等にイベント用の電源盤を設けること。

② 電灯・コンセント設備

- a 一般照明設備
 - (a) 省エネルギー・高効率・高寿命タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。
 - (b) 高所に設置する器具は、点検用歩廊等により容易に保守・点検・更新等が行いやすい計画とすること。
 - (c) 各室の照度は、室用途に合わせた適切な照度とすること。
 - (d) 屋内から外部への漏れ光対策にも配慮した照明を計画すること。
 - (e) 各種センサーを利用した、省エネルギー制御を積極的に設けること。
 - (f) 各種センサーでの自動点滅を行わない各室の照明は、照明制御設備を設置して施設内の照明の一括管理を行うこと。また、点滅区分を適正にして、こまめな消灯が可能なよう計画する。
 - (g) 照明設備は、保安用電源により点灯可能とすること（回路分け等による保安点灯）。避難所としても利用可能な調光機能を有するものとする。
- b 外装照明設備
 - (a) 光害を考慮した外灯器具及び器具配置とすること。
- c 非常照明・誘導灯設備
 - (a) 法規に基づき非常照明設備及び誘導灯設備を設けること。
 - (b) 来館者が容易に避難できるよう、トイレ等には法的に不要であっても非常用照明器具を設けること。
 - (c) アリーナ内の誘導灯はイベント利用時等に消灯できるよう所轄消防と協議・調整を行うこと。
- d コンセント設備

- (a) 各室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれの適切な位置に配置すること。
- (b) 停電時に、TV、ラジオ、PC、携帯電話充電器、電気ポット等が使用できるように、保安用コンセントを適宜設けること。

③ 動力設備

- a 動力制御盤及びその二次側の空調、衛生、建築の各動力機器までの配管配線工事を行うこと。
- b 動力制御盤と同室にない動力負荷への電源供給は、安全性を考慮して動力負荷の直近に手元開閉器を設けること。
- c 利用形態に合わせ、ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理を容易に行えるようにすること。

④ 受変電設備

- a 受電方式は高圧とし、本・予備2回線受電とすること。
- b 受変電設備は適正に配置し、負荷に適した機器構成及び変圧器構成とすること。
- c 維持管理や省エネを考慮した高効率な変圧器とすること。
- d 受変電設備室は、保守点検や更新が容易な機器構成、レイアウトとすること。
- e 受変電設備設置場所には、将来電源増設できるよう機器設置スペースを設けること。
- f 高調波等の影響を考慮した計画を行うこと。
- g 点検等による停電が短時間で済む工夫をすること。

⑤ 自家発電設備

- a 自家発電設備は、洪水・大雨等による浸水・冠水対策等を考慮した配置・構造とすること。
- b 各関連法規の防災負荷の非常電源として設けるとともに、観客の安全性確保のために必要な重要負荷に電源を供給できること。保安用電源の接続先については、監視装置やサーバー等の重要機器、医務室・管理事務室の電源・空調に加え、災害時に在館者が滞在するために必要となる照明（1/3点灯程度）やコンセント（全負荷の1/3程度）、各冷蔵庫、冷凍庫、換気等の電源とすること。
- c 連続運転時間は24時間以上とすること。
- d 居室や周囲への騒音、振動を考慮した防音防震対策を行うこと。
- e 排気や騒音については、関係法令のほか、周辺環境への影響を考慮すること。
- f 煙突や給気口等外部へ露出する部分は意匠性を考慮した上で、雨水の流入や風の影響等にも配慮した計画とすること。

⑥ 中央監視設備

- a 管理事務室に中央監視装置を設置し、各設備の運転状況を統括できるシステムを構築すること。
- b 防災設備、維持管理業務及び運営業務と連携したシステムとすること。
- c 各監視、操作盤等は運用効率の高い機器レイアウトとすること。

- d 光熱水の使用量等を計測、蓄積するシステムを構築し、エネルギーマネジメントを行うこと。

⑦ 情報通信設備

- a 構内ネットワークやインターネット接続に必要な構内情報通信設備を整備すること。構内情報通信設備は、新県立体育館の運営・運用システムに必要な機能を有し、最新で最先端の技術を効果的に活用し、拡張性、柔軟性及び冗長性のある情報システム及び情報通信環境を整備できるよう計画するとともに、統合ネットワーク等による合理化を検討すること。
- b 基幹ネットワークは光通信で構築し、スパニングツリー等で冗長性を確保すること。また、将来に渡って最新の大容量・低遅延通信に対応できるよう、容易にアップグレードできるようなシステム構築を行うこと。
- c 情報システムには、適切なネットワークセキュリティ対策を施すこと。
- d 構内ネットワークは用途、セキュリティー区分に応じて VLAN 等で適切に系統分けをすること。
- e ネットワーク機器、サーバー等を設置する場所は、メンテナンス作業スペース、将来の拡張スペースを十分に確保すること。
- f ネットワーク機器、サーバー等を設置する場所は、空調機による温度制御を行うこと。
- g 情報通信機器及びそれらの空調を行う機器の電源は、非常用発電設備回路とすること。
- h 瞬時電圧低下対策及び発電機電源切替え時の停電補償として無停電電源装置を設けること。
- i 来場者用にエントランス周り、コンコース、スイート・ラウンジ等に無償で使用できる Wi-Fi 設備を整備すること。
- j メディア関係者用に必要エリアに無償で使用できる Wi-Fi 設備を整備すること。
- k 5G/LTE を対象として、携帯電話キャリア各社に対応した不感知対策設備を設けること。また、将来的に 6G 以降の通信に対応できるよう設置スペース等配慮すること。
- l e スポーツ等のイベント時に臨時外部回線の引込に対応できるよう、配線ルート等の計画をすること。

⑧ 電話設備

- a 施設管理に必要な箇所に電話設備を設けること。
- b 電話機台数規模・使い方に応じて適切な交換システムを検討すること。

⑨ テレビ共同受信設備

- a 事務室、会議室等には商業放送が受信できる館内共聴設備を設けること。
- b 防災情報収集に必要な箇所に設けること。
- c 受信料等の費用は、PFI 事業者の負担とすること。
- d アリーナ映像設備の映像や中継映像、防犯カメラ映像等をテレビで映せるよう計

画すること。

⑩ 監視カメラ設備

- a 警備業務に必要な設備を設けること。
- b 屋内・屋外ともに防犯対策及び状況監視を目的とした監視カメラを設けること。
- c カメラは、昼夜に関わらず、容易に被写体を視認可能とすること。
- d カメラ映像の録画は、4週間以上の記録を可能とすること。

⑪ 入退室管理・機械警備設備

- a 警備業務に必要な設備を設けること。
- b セキュリティレベルや来館者、職員等の動線分離に応じて入退室を管理・制御する設備を設けること。
- c 認証方式は認証精度や運用方法に適した建屋に最適な方式とすること。

⑫ 拡声設備

- a 法規に基づき非常放送設備を設けること。
- b 運営上必要な箇所にはスピーカーを設置し、放送系統を適切に区分すること。
- c 避難時の誘導に有効な音声放送（多言語対応等）を設けること。

⑬ 音声誘導設備

- a アリーナ内の建物入口やトイレ入口等に音声誘導ガイド装置のガイド放送を可能とすること。バリアフリー法や秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例に基づき設けること。
- b 無人時は音声誘導を停止できるシステムとすること。

⑭ インターホン設備

- a 運営・管理に必要な設備を設けること。
- b 各スイートにはインターホンを設けること。

⑮ トイレ等呼び出し設備

- a 多機能トイレ等に設けること。
- b バリアフリー法に基づき計画すること。

⑯ 補聴設備

- a 補聴器を使用する方が安心してスポーツ等を観戦できるよう計画すること。

⑰ 火災報知設備

- a 法規に基づき火災報知設備を設けること。
- b アリーナ内で炎を用いた演出が行われることを考慮したシステム構成とするよう、関係各所と協議すること。
- c 火災信号を他設備へ移報するとともに非常時のパニック防止に配慮した計画とすること。
- d 必要箇所に聴覚障害がある方に配慮した設備を設けること。

⑱ 雷保護設備

- a 必要法規に準拠し、外部雷保護設備を設けること。
- b 受変電設備や電灯分電盤、動力制御盤、通信設備等に SPD（サージ・プロテクト・

デバイス）を設けること。

- c SPD は各設備や設置場所に合わせた適切なクラス、カテゴリの機器を選定すること。

⑱ テレビ中継対応設備

- a テレビ中継対応として、カメラの設置スペースや伝達用機材（アンテナ等）の設置スペース、仮設配線ルートを設けること。
- b 仮設配線ルートにはケーブルラックや配線ピット、建具に通線用の小扉を設ける等、配線作業が容易な計画とすること。

4) 映像・音響・照明等設備計画

① 映像設備

- a センターハングビジョン
 - (a) アリーナの中央上部に天吊式の映像設備（センターハングビジョン）を設けること。
 - (b) センターハングビジョンは、メインの映像表示器4面と、その内側に設けるインナービジョン4面で構成すること。
 - (c) メインの映像表示器は、1面当たり、寸法：（高）4,500mm×（幅）8,000mm以上、ピクセルピッチ：6.25mm以下とすること。インナービジョンは、アリーナ面の選手や観客からの視認性に配慮し、寸法や位置等を計画すること。
 - (d) 電動により昇降可能とし、各種公式競技や興行に合わせた高さで自動で調整可能な設備とすること。なお、バレーボール競技の際には、床面からセンターハングビジョンの下端までの高さを15m以上確保できること。
 - (e) Bリーグ等のプロスポーツ興行のほか、アマチュアのスポーツ競技、式典、展示会等で利用可能な設備とすること。
 - (f) 全ての観客からの視認性に優れ、臨場感を感じさせる仕様とするとともに、観客のサイトラインに配慮した計画とすること。
 - (g) ライブ映像、リプレイ映像、館内カメラ映像、予め準備した動画・静止画等のほか、各種競技の得点や経過時間等競技実施に必要な情報を組み合わせて分割表示できるものとすること。
 - (h) 他の映像設備、音響設備及び照明設備と連動した演出を可能とすること。
- b リボンビジョン
 - (a) アリーナ内壁面に帯状の映像設備（リボンビジョン）を設けること。なお、可能な限り周囲を取り囲むように配置すること。
 - (b) 寸法：（高）1,000mm以上、ピクセルピッチ：6.25mm以下とすること。
 - (c) 予め準備した動画・静止画等のほか、各種競技の得点や経過時間等競技実施に必要な情報を組み合わせて分割表示できるものとすること。
 - (d) 他の映像設備、音響設備及び照明設備と連動した演出を可能とすること。
- c サイネージ設備

- (a) 利用者の利便性向上を図るため、エントランス、コンコース、スイート、ラウンジ、ロータリー等屋内外の各所において、施設案内、広告、試合映像等を表示するためのデジタルサイネージ用のモニターを設けること（32型モニターを30台程度、50型モニターを20台程度、65型モニターを10台程度、86型モニターを2台程度、98型モニターを1台程度設置することを目安とする。なお、想定される費用の範囲において、県との協議により、規格や台数を調整する場合がある。）。
- (b) 屋外への設置については、屋外広告条例等の各種法令に適合した計画とすること。
- (c) 施設案内サインやトイレの使用状況のほか、災害発生時の避難誘導情報等利用者の安全を確保するために必要な情報を表示できること。
- (d) 試合映像等のライブ映像は遅延を1秒以下とし、その他の情報と同時に表示できること。
- (e) 火災時に自動火災報知設備と連動する等、災害時の避難誘導としての機能を持たせること。
- (f) 将来的な増設にも対応できるよう耐荷重、電源等のインフラを計画すること。

② 場内カメラ設備

a リモートカメラ

- (a) アリーナ内の適切な位置に、アリーナ面及び観客席を撮影できるようカメラの向きやズーム位置等の各種カメラ機能を遠隔で操作可能なリモートカメラを適宜設けること。
- (b) 撮影した映像は映像送出システムに接続可能とすること。
- (c) 映像設備に出力した際にも鮮明な画像を維持できる解像度を確保すること。

b AIカメラ

- (a) スポーツ競技の映像配信のほか、施設利用者の練習後・試合後の振り返りやチーム戦術分析等に活用するため、シーンに合わせ自動で追尾・シーン調整可能なAIカメラをアリーナ・体育館に各2台設けること。なお、コート全体を見渡せる位置に設置場所を計画すること。
- (b) 撮影した映像は映像送出システムに接続可能とすること。
- (c) 映像設備に出力した際も鮮明な画像を維持できる解像度を確保すること。

③ 音響設備

- a アリーナをはじめとする施設内の各所において、観客を含む利用者や競技者への実況放送、案内放送、演出用音楽放送、避難誘導放送等を行うための音響設備を設けること。
- b アリーナについては、以下を参考に、Bリーグ等のプロスポーツ興行の演出に最適な計画とした上で、式典や展示会等のイベント（コンサート等の音楽イベントを除く。）でも利用可能な設備とするとともに、音声が明瞭に聞こえ、かつ臨場感を感

じさせるために十分な音圧、明瞭度を確保すること。

- ・平均音圧：95dB 以上（160Hz～10KHz において偏差 10dB 以内）
- ・明瞭度（Sti）：観客席にて Fair 以上

- c アリーナ面での操作、調整が可能なようインフラ・機器を構築すること。
- d アリーナについては、映像設備及び照明設備と連動した演出を可能とすること。
- e 持込機器、機材にも柔軟に対応可能なよう、アリーナ面及び点検用歩廊に仮設用電源含め音響用のインフラを計画すること。

④ 照明設備

- a アリーナ競技照明設備
 - (a) Bリーグ等のプロスポーツ興行の基準に適合したものとし、アマチュアのスポーツ競技、式典、展示会等でも利用可能な設備とすること。
 - (b) 競技エリアや観客席エリアに対するグレア（直接グレア、反射グレア等）を考慮した計画とすること。
 - (c) ハイスピードカメラ撮影でのフリッカ（ちらつき）等が発生しない照明器具を選定すること。
 - (d) 個別調光（0～100%）や即時点滅制御が可能な設備とすること。
 - (e) 映像設備、音響設備及び他の照明設備と連動した演出を可能とすること。
 - (f) 利用目的や条件に応じた適切な点灯パターンを設定可能とすること。
 - (g) 競技エリア全体を均一に照らし、2,000ルクス以上の平均照度を確保すること。
- b アリーナ演出照明設備
 - (a) Bリーグ等のプロスポーツ興行の演出に最適な計画とした上で、式典や展示会等のイベント（コンサート等の音楽イベントを除く。）でも利用可能な演出照明設備（ムービングライト、フルカラーライト、レーザーライト等）を設けること（ムービングライトを40台程度設置することを目安とする。なお、想定される費用の範囲において、県との協議により、規格や台数を調整する場合がある。）。
 - (b) 1台ごとに調光調色制御、ムービング制御、ゴボやエフェクト切替等を操作可能とすること。
 - (c) 映像設備、音響設備及び他の照明設備と連動した演出を可能とすること。
 - (d) 持込機器、機材にも柔軟に対応可能なよう、アリーナ面及び点検用歩廊に仮設用電源含め演出照明用のインフラを計画すること。
- c 体育館競技照明設備
 - (a) アマチュアのスポーツ競技を想定した照明台数・配置にて計画すること。
 - (b) 競技エリアや観客席エリアに対するグレア（直接グレア、反射グレア等）を考慮した計画とすること。
 - (c) 利用目的や条件に応じた適切な点灯パターンを設定可能とすること。

- (d) 競技エリア全体を均一に照らし、1,500ルクス以上の平均照度を確保すること。

⑤ 映像送出システム（総合演出設備）

- a コントロールルームに、ライブ映像やリプレイ映像のほか、予め準備した動画・静止画を様々な組み合わせた上で映像設備に出力することができる映像送出システムを設けること。
- b 映像送出システムは、映像設備、音響設備及び照明設備と同期し、一体感があり、ずれのない連動演出が可能な計画とすること。なお、施設内の常設設備のほか、施設利用者等が仮設で持ち込む音響設備や照明設備についても、一括連動制御が可能なシステムとすること。
- c コントロールパネルについては、ボタン、フェーダー、ウィジェット、タブ等のレイアウトを自由自在にカスタマイズすることが可能なものとし、利用用途に応じて誰もが扱いやすいUI（ユーザーインターフェース）を設けること。
- d アリーナで行われる各種競技に合わせ、スポーツコーダーをプリセットすること。
- e 得点入力装置等のデータを取り込み、リアルタイムにCG描画ができること。
- f リボンビジョン等のスクロール映像をなめらかに再生するため、1080p 59.94fpsのコーデックでの再生が可能なこと。
- g リボンビジョン等の形状に合わせて自由に画面割付のレイアウトが組めること。
- h 緊急時にはメインシステムと同じ設定が適用されたバックアップシステムに速やかに切り替えが可能なこと。

⑥ AV 設備

- a 多目的室等に会議や記者会見で使用可能な映像・音響設備を設けること。
- b ロッカールーム等にはミーティングやビデオ鑑賞用の映像・音響設備を設けること。

5) ICT 関連設備計画

① キャッシュレス決済システム

- a 駐車場を含む施設内では、キャッシュレス決済システムを導入して、決済業務の合理化を図ること。キャッシュレス決済システムでは、AkiCaを含む交通系ICカードを利用できることを必須条件とする。

② 混雑緩和システム

- a 利用者が快適に施設を利用可能なよう、トイレの混雑状況等を把握しサイネージ等に表示可能な計画とすること。

③ その他

- a ICT・IoT等の先進的な技術について、将来的な革新も見据え、サービスの向上やコスト削減等の観点から、積極的な導入に努めること。

(5) 設備計画（機械）

1) 基本方針

① 信頼性・安全性・BCP

- a 各種事故、火災、自然災害等が発生した場合でもバックアップやフェールセーフによる安心・安全なシステムを導入すること。
- b 設備機器の耐震措置は国土交通省大臣官房官庁営繕部「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」の甲類によること。
- c 重要機器は浸水時に支障がない位置に配置すること。

② 環境性・省エネルギー性

- a 省エネルギー性能の高い機器・システムを積極的に採用するとともに、インフラ供給条件やエネルギー単価を考慮した電気・ガスのベストミックスの計画とすること。
- b 脱炭素化に向けて CO₂ 排出量を抑えられるシステムを積極的に計画すること。
- c ライフサイクルコストの最小化を目的に、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用を積極的に図ること。

③ 居住性・利便性

- a 競技しやすく、快適に観戦もできるような設備を計画すること。
- b 設備機器は操作が簡単であるとともに、室内環境を良好な状態に維持できるものとする。
- c 施設を利用する職員（施設管理者含む。）にとっても利便性を考慮した使いやすい計画とすること。複数の主催者による同時利用や部分的な利用が考えられることから、設備は部分的な稼働に対応できるようエリア別、時間帯別の制御、運用ができる計画とすること。

④ 保守性・更新性・拡張性

- a 機器の運転、保守点検及び更新等保全業務の容易な設備を計画すること。
- b 各種集中監視・制御により省力化・効率化を図ること。
- c 長寿命と将来のためのフレキシビリティを考慮したシステムを採用すること。
- d 将来の空調負荷増加への対応として十分な拡張性を考慮したスペース計画・機器構成とすること。

2) 共通事項・仕様

① 共通事項

- a 各諸室の要求水準については、本書記載の内容及び「別紙 11 各室条件表」にて計画すること。
- b 本書に記載されていない項目は、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」によること。
- c 安全性、将来性を考慮し、各室の用途・使い勝手・使用時間帯に適した空調システムを選定すること。
- d 熱源機器配置の集約化や自動制御設備等を導入して維持管理及び運転管理が容易なシステムとすること。
- e 空調システムにおいては、省エネルギーの観点から、個別制御の空調方式の導入、

高効率の優れた熱源方式の導入、トップランナー基準を達成する機種の採用や制御システムの導入を考慮すること。

- f 換気システムにおいては、省エネルギー設備（全熱交換器、CO₂濃度による外気量自動制御システム等）の導入を考慮すること。
- g 少人数体制での効率的な管理運営ができるシステムとすること。
- h 地震時等の落下や転倒の防止を考慮した計画とすること。
- i 計画地の気候条件を考慮し、屋外露出設備及び外気取り込みルート等に積雪、凍結、凍害対策を施すこと。
- j 凍結、凍害の恐れのある屋内設備（夜間停止設備を含む。）にも十分な対策を見込むこと。

② 標準仕様

- a 災害用貯水槽や受水槽ポンプ室等の主要な設備室については、水害等からの被害を回避できるよう整備すること。
- b 夜間運転が必要な機器は、騒音規制法の夜間規制値を満たすこと。また、建物運用時間帯を含め騒音予測評価を行い、検証を行うこと。
- c エネルギー消費量を計測するメーターをエネルギー消費先区分単位で設けること。
- d 地盤沈下等で屋外から建物内への飛び込み配管が破断しないよう対策を施すこと。
- e 設備機器等の周囲には所定のメンテナンススペースを確保すること。
- f 設備機器の搬出入動線を適切に確保した計画とすること。
- g 設備機器等は原則共用部からメンテナンスできる計画とし、適切なメンテナンスルートを確保すること。
- h 各種設置基準に準拠して機器の転倒防止策を施すこと。
- i 機器の運転騒音・振動、ダクトの振動音及び風切り音等の防止に配慮した計画とすること。

3) 空調設備計画

① 空調設計条件

- a 空調負荷計算は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課「建築設備設計基準（令和5年度版）」による方法とし、主要諸室の屋内環境条件は以下の表のとおりとする。

（図表 3-2-2）屋内環境条件

	冷房時		暖房時	
	温度	湿度	温度	湿度
アリーナ	26℃	成行	22℃	40%
体育館	26℃	成行	21℃	40%
観客席	26℃	成行	22℃	40%
観客用コンコース	28℃	成行	20℃	40%
厨房	24℃	成行	22℃	成行
居室	26℃	成行	22℃	50%

トレーニング室	24℃	成行	22℃	50%
多目的室	24℃	成行	22℃	50%
電気通信関連諸室	24℃	50%		

- b アリーナの観客者数は 6,000 人以上（建築計画にて設定された最大収容人員）を想定すること。体育館の利用者数は 200 人以上を想定すること。なお、観覧状況を加味して全熱だけでなく潜熱に配慮して空調機能力を選定すること。

② 空調設備

- a 各室又は各エリアの用途、目的、使用時間、使い勝手等を踏まえた空調設備を設けること。
- b 空調システムは空調負荷や換気量等を考慮し、適切な室内環境が確保できるよう計画すること。
- c アリーナ、体育館の空調は、大規模空間に適したものとし、各種競技や面分割利用に支障がないよう空調吹出口の位置等を考慮するとともに、観客席においては快適な環境を提供できるようにすること。
- d 温度管理は中央監視装置による集中管理を基本とするが、各室又は各エリアにおいても個別の温度管理ができる計画とすること。
- e アリーナ及び体育館は、居住域（観客席だけでなく競技エリアも含む。）を効率的に空調できる方式とすること。
- f バドミントン、卓球等の公式試合（国民スポーツ大会レベル）ができるよう、競技エリアにおける適切な風速、気流を計画すること。
- g 気流を抑える空調方式として、輻射式空調等の導入も積極的に検討し、必要に応じてエリア毎の空調を停止できるように、観客エリアと系統を分けること。
- h 設計段階においてアリーナ空間の温熱・気流環境シミュレーションを実施して検証を行うこと。（参照：第 4 2. (1) 設計業務及びその関連業務）
- i 内部発熱条件が一般居室と異なる室は、単独で冷暖房の切り替えが可能なシステムとすること。
- j 受変電設備室、通信機械室、MDF 室、管理事務室、医務室等は漏水対策に配慮したシステムとすること。
- k 受変電設備室、通信機械室、MDF 室、管理事務室、医務室等の重要諸室の空調機はバックアップを用意した複数台構成とすること。
- l 超高効率化、廃熱利用、未利用エネルギー利用、搬送エネルギー省エネ化等の積極的な導入を図り、熱源システムを構築すること。
- m 開催イベント内容によって空調負荷変動が大きいいため、部分負荷運転効率が高く、部分負荷に細かく追従できる熱源システムとすること。
- n 施設管理者が運用しやすいシンプルなシステム又は自動制御管理とすること。
- o 被災時に受変電設備室、通信機械室、MDF 室、管理事務室、医務室等の重要諸室は常時と同じ能力で 24 時間以上継続稼働できるシステムとすること。
- p 外気の影響を受ける箇所の空調吹き出し口は全て結露防止型とすること。空調換

気において法令に準拠したフィルターを設けること。

③ 換気設備

- a 各室又は各エリアの用途、目的、使用時間、使い勝手等を踏まえた換気設備を設けること。また、シックハウス対策を考慮した換気計画とすること。
- b トイレの排気は、専用の独立した換気設備とし、臭気や空気汚染のあるエリアは、個別設備とすること。
- c ショートサーキットが起こらない給排気ガラリを計画すること。
- d 外気処理空調機等により部屋の使用状況に応じて適切な温度及び風量で換気できる計画とすること。
- e アリーナ及び体育館の換気方式は、基準利用者数（建築計画にて設定された収容人数に選手、関係者を加算した最大利用者数）に対応できる計画とすること。
- f 換気設備機器は外気導入対象室の利用形態に応じて系統分けし、使用系統ごとに外気を供給できる計画とすること。
- g 利用人数の変動が大きい居室は、人数に応じた外気導入量制御が可能な計画とすること。
- h 被災時に観客が24時間館内に留まることを想定し、管理事務室、医務室等の重要諸室及びアリーナ、体育館、控室、多目的室等の避難エリアの換気機能を24時間稼働できるようにすること。
- i 館内が負圧とならないエアバランスを計画すること。また、各室のエアバランスは扉の開閉障害や風切り音が発生しない計画とすること。
- j 以下の換気風量に関する法令等を全て満たすこと。
 - (a) 興行場法（秋田県）

興行場法の条文に準拠し、観覧場面積（競技エリアを除いた固定席床面積） 1m^2 につき $60\text{m}^3/\text{h}$ 以上の風量を確保すること。
 - (b) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

外気の CO_2 濃度は 450ppm とすること

1人当たりの CO_2 排出量は $23\text{L}/\text{h}$ とすること
 - (c) 厚生労働省推奨原単位 $30\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$
- k トイレ、倉庫、機械室等の非居室は、臭気、湿気、熱等を適切に処理できる風量とすること。
- l 外気条件がよい時期には積極的に外気を取り入れられることとし、省エネルギーに配慮すること。

④ 空調配管・ダクト設備

- a 配管、ダクトルートは、維持管理及び更新性を考慮し、ダクトリーク及び漏水や冷媒漏れの際にも被害が最小限となるルートを計画すること。
- b 受変電設備室、通信機械室、MDF室等の重要諸室の空調系統はバックアップとして2系統以上とすること。
- c 厨房及び著しく湿度の高い部屋、屋外等のダクトは耐食性に配慮した材質とする

こと。屋外ダクトは対候性に優れた仕様とすること。

d 換気ダクトは結露しないように適切な範囲を保温すること。

⑤ 排煙設備

a 諸室環境に応じた適切な排煙方式を選定すること。

b 排煙口が高所に設置される場合は、操作性に留意して計画すること。

⑥ 自動制御設備

a 空調設備全体の運用に対し、適切なゾーニング計画に基づく適正な温湿度管理、空気質の管理が行えるシステムとすること。

b 管理区分毎に光熱水の使用量が計量できるようにすること。

c エネルギー使用の見える化や節電対策が図れるシステムを導入すること。

d 個別空調運転管理は、集中リモコンによる制御も可能な計画とし、中央監視設備に組み込み、他の設備機器の管理と一体的に監視できるようにすること。

e 中央監視装置及び自動制御システム制御盤は管理事務室に設置すること。

f 熱源機器、空調機器及び換気機器の発停、設定、状態表示、警報、監視等を中央監視装置から行えること。

g 熱源システムは負荷に応じて最も高効率な運転が行える制御システムとすること。

h 各制御や監視に適切に反映することを目的とし、外気温湿度のほか、日射量、降雨量、積雪量、風向風速等の外部気象状態の監視ができるようにすること。

i 各制御や監視に適切に反映することを目的とし、熱源機器廻り、空調機器廻りエネルギー量（温度、流量等）のほか、各室温湿度、大空間垂直温度、大空間風速分布等の内部環境状態の監視ができるようにすること。

4) 給排水衛生設備計画

① 給水設備

a 給水方式は衛生的かつ合理的な計画とすること。

b 給排水設備は、環境保護の観点から省資源化を考慮し、節水対策や雨水利用等を検討するとともに、ライフサイクルコストの低減に向けて、維持管理・設備更新のしやすさを考慮すること。

c 雨水等の再利用を積極的に計画すること。

d 給水設備は「秋田市給水装置工事施行指針（最新版）」に準拠すること。

e 観客数 6,000 人以上（建築計画にて設定された最大収容人員）に対する 1 日使用水量を想定すること。

f 断水時にも貯水した水が使用できるよう受水槽方式とすること。

g 受水槽の容量は以下の条件を全て満たすこと（災害用貯水槽を設置する場合の条件は(a)のみとする。）。

(a) 通常時の日使用水量の 40%~60%

(b) 災害時における在館者の飲用水 1 日分以上（想定人数は基準観客数 6,000 人以上（建築計画にて設定された最大収容人員）、5L/人程度）とする

- (c) 災害時における在館者の便所洗浄水1日分以上、想定人数は基準観客数6,000人以上（建築計画にて設定された最大収容人員）、30L/人程度とする。
- h 受水槽及びポンプの設置位置は、意匠性及び浸水レベルに配慮して計画すること。
- i 緊急遮断弁を設置し、地震時の配管破損による漏水対策を行うこと。
- j 受水槽の水位をイベント内容に応じて変動させられるシステムとすること。
- k 使用頻度が低い給水配管の範囲は、当該範囲だけ配管内の水抜きが可能な計画とすること。

② 排水通気設備

- a 施設内で発生する各種の排水を速やかに計画地外下水道本管に排出し、停電時や災害時を含め、常に衛生的環境を維持できるものとする。
- b 排水設備は「秋田市排水設備工事施行指針（最新版）」に準拠すること。
- c 汚水貯留槽を設ける場合は、時間差放流を行う。ただし、設計段階において同一本管に放流している近隣からの排水量も加味して排水方式及び貯留量の計画を行うこと。
- d 近年のゲリラ豪雨に配慮し、雨水量計算のための降雨強度は秋田市基準（秋田市開発事業に関する技術基準）と周辺降雨量履歴による検証を行い計画すること。
- e 建屋内排水、厨房排水は自然流下を原則とする。やむを得ず排水槽に貯留する場合は、維持管理に考慮した適切な排水槽を計画すること。

③ 給湯設備

- a 施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、効率の良い方式を採用すること。
- b 各機器は保守点検の容易さに優れた機器及び器具を採用するとともに、省エネルギーの観点から潜熱回収型ガス給湯設備やヒートポンプ給湯設備等を積極的に採用すること。
- c 外構散水栓、設備等清掃用水栓及び掃除流し水栓等を除き、原則全ての水栓から給湯可能な計画とすること。
- d 原則給湯は即出湯システムにて計画し、使用用途毎に適した出湯温度設定が可能な計画とすること。

④ 衛生器具設備

- a 衛生的で使いやすく、節水性、快適性の高い器具を採用すること。
- b トイレ内の洗面器はカウンター式の自動水栓、小便器は自動洗浄、洋式便器は暖房洗浄便座付きとし、必要に応じて擬音装置と同等以上の機能を備えること。なお、自動水栓・自動洗浄機器には、停電時に対応可能な手動バルブ等を設けること。
- c 車椅子利用者や幼児・児童も使いやすいものとする。
- d 障害者対応、LGBTQ 対応を考慮した計画とすること。
- e トイレ、熱源機械室等各所に掃除流しを設けること。
- f 屋外機械置場には清掃用水栓を適切に設けること。

⑤ 消火設備

- a 消防法及び秋田市火災予防条例に準拠した消火設備を設けること。
- b アリーナ、体育館等の高天井空間の消火設備は維持管理に配慮した計画とすること。
- c 浸水レベルや積雪に配慮して設備の設置位置等を計画すること。
- d 更衣室やトレーニング室等の選手が使用するエリア及び人が接触するエリアのスプリンクラーヘッドは耐衝撃型とすること。
- e ガス消火設備を導入する場合には、環境に配慮したガス種別とすること。
- f 消火設備は十分な積雪、凍結、凍害対策を行うこと。

⑥ ガス設備

- a ガスを使用する機器・器具等、必要な箇所に設けること。
- b ガス事業法、ガス機器の設置基準及び実務指針に準拠した計画とすること。
- c 建物内ガス設備について、地震や災害時に対する安全対策を計画すること。

⑦ 厨房器具設備

- a 飲食テナントスペースの厨房にセントラルキッチンとしての役割を担える厨房機器を計画すること。
- b VIP エリアに近接して設置するパントリーに仕上げ厨房及び一時貯蔵としての役割を担える厨房機器を計画すること。

⑧ 防災設備

- a 収容人員が多いことから、防災面及び避難面に関しては十分な配慮を行うこと。
- b 防火・排煙制御設備は、自動火災報知設備の総合操作盤と統合したシステムとすること。
- c 落雷、水害、台風等の非常災害時にも使用できるよう、雷保護（SPD の組み込み）や電源確保、防災設備の機能保持の妨げになる水損の防止等、必要な安全対策を施すこと。

⑨ AED 設備

- a 自動体外式除細動器（AED）については、一般財団法人日本救急医療財団の「AED の適正配置に関するガイドライン」を踏まえて設けること。

(6) 昇降機設備

- a 利用者の移動や荷物の搬出入が円滑となるよう、昇降機設備（エレベーター等）を適宜設けること。うち1台は、救急時のストレッチャー対応のものとし各階にアクセス可能な計画とすること。また、人荷用など荷物の搬出入も考慮すること。
- b 車椅子利用者の2名同時利用に配慮し、20人乗り以上とすること。
- c かご内部が確認できるようにすること。
- d エレベーターのかごは、車椅子、視覚障害対応型とし、停電時自動着床、火災管制運転、地震時管制運転の可能な制御方法とすること。
- e VIP 用エレベーターは、専用出入口との動線に考慮した位置に1台（24人乗り程度）設置すること。

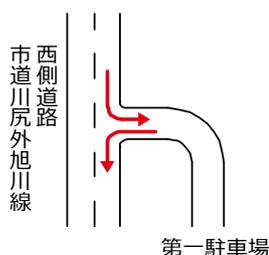
3. 外構

(1) 共通

1) 配置・構造等

- a 新県立体育館の利用者のみならず、公園利用者の安全を確保した計画とすること。
- b 一般来場者による選手・演者等の出待ちが発生しにくい(発生したとしても周辺交通や近隣の迷惑になりにくい)計画とすること。
- c 第1駐車場は、ロータリー及び計画地西側道路（秋田市道川尻外旭川線「児童会館通り」）から出入りできる計画とすること。
- d 西側道路への出入口は、既存出入口を改修して利用することとし、建屋及びロータリーの竣工後、現県立体育館の解体工事が始まる前までの間に整備すること。また、西側道路への出入口に接続する車路は、西側道路に正対（直角に入る）させ、出入りともに左折のみとすること。

(図表 3-3-1) 西側道路への出入りロイメージ



- e 除排雪が容易な配置構造とし、必要な融雪対策を講じるほか、塩害や融雪剤障害にも配慮すること。

2) 車両出入口

- a 歩行者の安全及び動線・待機列に配慮した進入路を確保すること。
- b 車両出入口部で車両及び来場者の滞留が生じない計画とすること。
- c 計画地南東の既存車両出入口は、現状と同様に車両出入口とし、ロータリーへの出入口とすること。
- d 各車両出入口には、車両の進入を制限することができるように、バリカー・ポラード等を設けること。
- e 基本設計段階において、PFI 事業者が交通量調査を実施し、その調査結果のデータを用い、周辺交差点において渋滞が発生しない計画を検討し、秋田市及び警察のほか、必要に応じて周辺施設関係者と協議を行うこと。

3) 設備

- a 広場等の屋外に、イベント時（キッチンカー等）に利用可能なインフラ設備を設けること。
- b 外構及び建物周囲に清掃用水栓を適切に設けること。
- c 国旗等の掲揚ができるポールを設けること。

4) 外灯

- a 省エネルギータイプの器具を利用すること。
- b 計画地内の安全や防犯を考慮して計画すること。
- c 自動点滅及び時間点滅が可能な方式を採用すること。
- d 光害を考慮した外灯器具及び器具配置とすること。
- e 周辺環境等との調和を考慮し、デザイン性と省エネルギー性に配慮した計画とすること。

5) 緊急車両対応

- a 医務室に救急車が寄り付けるような車路・スペースを確保すること。

(2) ロータリー

- a バス（シャトルバス等）、タクシー乗降用のロータリーを計画地1の南東にある既存の車両出入口付近に整備すること。
- b ロータリー内、又は周辺にタクシーが待機できるタクシープールを適宜設けること。
- c ロータリーと建屋を結ぶ動線上に通路用シェルターを設けるなど、利用者の利便性に配慮すること。なお、バス乗降場のシェルターは、大型観光バスに対応できる高さとする。

(3) 駐車場・駐輪場

1) 共通

① 配置・構造等

- a 入庫時に複数台が滞留しても支障が起きないように、敷地出入口からゲートまでの間に一定の車路長さを確保すること。
- b 歩行者の安全を確保すること。
- c 駐車時に植栽や照明設備等に衝突する恐れがある部分には、車止めを設置するが、その恐れがない部分には除雪に支障するため、車止めは設置しないこと。
- d バイク置場及び駐輪場を、一般来場者用として適宜確保すること。

② 案内表示

- a 駐車場内外において、利用者の利便性に配慮し、わかりやすい出入口の案内看板・路面表示・誘導サイン等を設けること。

③ 安全設備

- a 自動車及び歩行者の安全確保を図るため、区画線等により駐車マスを明示するとともに、マーキング、反射鏡、コーナーガード、警告灯等の安全設備を設けること。

④ 駐車場管制設備

- a 車両の安全運行と入出庫・料金管理ができる管制設備を設けること。
- b 歩行者に対する注意喚起のための設備を設けること。
- c 管理事務室への呼出用インターホンを設けること。
- d 駐車料金精算はキャッシュレス決済対応可能なよう計画すること。

- e インターネット・スマートフォン等から駐車場の満空確認及び予約ができるよう計画すること。

2) 第1駐車場

- a 現県立体育館を解体・撤去した跡地に200台程度（平置き）の駐車場を設置すること。
- b 関係者用駐車場（興行開催時のメディア用含む。）、大型バス駐車スペース（チーム専用2台以上）を適宜確保すること。なお、興行開催時等に一般利用者用駐車場の一部を関係者用駐車場や大型バス駐車スペース（チーム専用以外）として使用することを想定することも可とする。
- c VIP用駐車場を適宜確保すること。なお、一般利用者用駐車場の新県立体育館寄りの部分をVIP用駐車場として確保する形も可とする。
- d エントランス付近に、障害者や要介護者、妊産婦等、移動に配慮が必要な利用者の専用駐車スペースを整備すること。
- e 障害者用駐車場と建屋を結ぶ動線上に通路用シェルターを設置すること。
- f 中継車・電源車が駐車できるスペースを適宜配置すること。
- g 原則として、現県立体育館の解体・撤去後に整備すること。ただし、関係者用、障害者等用の駐車スペースなど、現県立体育館の解体・撤去を待たずに整備できる部分については、建屋の供用開始に併せて整備すること。
- h 解体工事からの引渡し方法等、早期に整備する手法を検討、提案すること。

3) 第2駐車場

- a 気象台跡地に200台程度（平置き）の駐車場を設置すること。
- b 次の段階の区分に応じ、当該区分に掲げる水準で整備すること。
 - (a) 新県立体育館の準備工事により現県立体育館の駐車場の一部が使用できなくなる前までの段階
 - 現県立体育館の臨時駐車場として、進入路の整備、路面の整備（砂利敷き等）、車止め等の設置など、必要最小限の整備を行うこと。なお、(b)の整備までは、県又は現県立体育館の指定管理者が維持管理及び運営を行うことに留意すること。
 - (b) 供用開始までの段階
 - 新県立体育館その他公園施設等の一般利用者駐車場として、第1駐車場に準じて整備すること。
- c 整備スケジュールその他効率的な整備手法等について検討、提案すること。

(4) 緑地・遊具（広場）

1) 共通

- a 県民が気軽に立ち寄り、休憩や交流・憩いの場となる空間を設けるとともに、建屋と一体的に様々なイベントにも活用できる空間を整備すること。
- b 再整備する丘や緑地と既存福祉公園を遊歩道等で繋ぎ、県民の健康増進や日常的

な散策の場として利用される空間とすること。

- c 計画地内にある丘が、長年に渡り、イベントやピクニック等の憩いの場として地域住民に親しまれていることを鑑み、現状と同等以上の機能を有し、八橋運動公園に相応しいシンボリックな丘と緑地を再整備すること。
- d ロータリーや駐車場への飛び出しを防ぐ対策を講じること。

2) 緑地

- a 県民がくつろげる「居場所」として、既存の良好な緑を活用し、多様性の高い緑地空間とすること。
- b 丘の北側及び頂上部と連続性のある緑地を現県立体育館の跡地に整備し、これらの緑地の総面積は7,000㎡以上（遊具（広場）の面積を含む。）とすること。

3) 遊具（広場）

- a 既存の遊具広場を代替するものとして、計画地1内に誰もが気軽に楽しめるインクルーシブな視点を生かした遊具を設置した広場を整備すること。
- b 設置する遊具は、大型複合遊具（シンボル遊具）を1基、その他の遊具については3基以上を計画すること。

(5) アリーナエントランス前スペース

- a アリーナのエントランス前に観客の入退場やイベント開催に十分な広さのスペースを設けること。

第4 設計業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

設計業務は、本事業に関わる設計、各種関係機関との調整、許認可申請等の業務を行うことを目的として実施する。

(2) 業務区分

設計業務の区分は、次のとおりとする。

- a 設計業務及びその関連業務（各種関係機関等との調整、許認可申請含む。）
- b 国庫交付金等申請補助業務
- c その他設計業務において必要な業務

(3) 実施体制

次に規定する設計業務責任者及び設計業務担当者を配置し、業務着手前に県に書面で届け出ること。

1) 設計業務責任者の設置

- a 「別紙2 本事業の業務実施体制図」に基づき、設計業務全体を総合的に把握し調整を行う設計業務責任者を定めること。
- b 設計業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (a) 設計業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - (b) 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- c 設計業務責任者をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。

2) 設計業務担当者の設置

- a 設計業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- b 法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

(4) 業務計画書

1) 基本業務計画書

- a 設計業務の開始の30日前までに、新県立体育館整備の設計に関する基本業務計画書及びそれに付随する書類を事業契約後速やかに県に提出し、県の承認を得ること。なお、内容を変更するときは、県の承認を得ること。
- b 契約締結以降の設計から工事施工（器具備品整備含む）・引渡し・所有権移転及び必要な許認可の取得を含む設計工程を示した工程表を含めること。
- c 基本業務計画書は、設計業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。

(5) 業務報告書

- a 業務実施に伴う、関係主体との協議内容等の記録その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後1か月以内に県に提出すること。
- b 報告事項の詳細については、県との協議により決定すること。
- c 関係法令上の必要な報告書等を作成し、保管すること。関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続きを行い、その副本を保管すること。

(6) 設計業務範囲

- a 設計業務は、入札時に公表した資料、事業契約書及び本書等に基づいて、PFI事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。
- b 県は、必要があると認める場合、PFI事業者に対して工期の変更を伴わず、かつ、PFI事業者の提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求するものとする。その場合、面積増や大幅な用途変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。

2. 業務の要求水準**(1) 設計業務及びその関連業務（各種関係機関との調整、許認可申請含む）**

- a 設計に、PFI事業者からの提案内容に対する県からの要望を確認・協議の上、基本設計、実施設計に反映すること。協議内容については、その都度書面に記録し、相互に確認すること。
- b 秋田ノーザンハピネッツ株式会社及び公益財団法人秋田県スポーツ協会の要望を確認・協議の上、基本設計、実施設計に反映すること（参照：第9.1.(8) 連携事業者）。協議内容については、その都度書面に記録し、相互に確認すること。
- c 「第3 施設の機能及び性能に関する要求水準」が設計に反映されていることについて、県の確認を受けること。
- d 本事業に関する法令及び条例上の制約条件等を調査・確認の上、各種関係機関と事前打合せ・事前相談、事前協議、許認可申請を行うこと。状況を都度県に報告するとともに、各種許認可申請の写しを県に提出すること。
- e 各種関係機関への事前確認事項を「別紙14 各種関係機関への事前確認事項リスト」にまとめているため参照のこと。
- f 建築基準法第48条ただし書の許可に関する対応のため、以下の業務を行うこと。
 - (a) 設計業務着手後速やかに「別紙15 交通量調査必要箇所図」に示された交差点における交通量調査を実施し、必要に応じて従前の環境を損なわないための対策を検討すること。交通量調査の仕様は、「別紙16 交通量調査業務仕様（案）」を参照のこと。なお、交通量調査の結果をまとめた報告書は、建築審査会に提示する可能性もあることから、案文の段階で秋田市建築当局に確認、協議を行うこと。

- (b) 基本設計時に騒音シミュレーションを実施し、新県立体育館内でコンサート等のイベントを行う際にも近隣からクレームが出ないように対策を講じること。
- (c) 基本設計時に電波障害調査、伝搬障害調査（机上）を実施し、新県立体育館や工事期間中のクレーンにより電波障害、伝搬障害が発生しないか確認し、発生の恐れがある場合は、適宜対策を講じること。
- (d) 基本設計時に、「別紙 17 敷地境界設定図」をもとに日影シミュレーションを実施し、法適合・近隣への影響を確認すること。
- (e) 秋田市建築当局から要望がある事項や、公聴会、建築審査会への対応を行うこと。
- g 基本設計及び実施設計時に、アリーナ内の照明シミュレーション（照度分布、グレア、鉛直照度、映像設備の影響等）を実施し、Bリーグ公式試合、イベント等の開催に問題ないか確認すること。
- h 基本設計及び実施設計時に、外構の照明シミュレーション（照度分布等）を実施し、問題ないか確認すること。
- i 基本設計及び実施設計時に、アリーナ内の音響シミュレーション（残響時間、音圧分布、明瞭度等）を実施し、Bリーグ公式試合、コンサートイベント等の開催に問題ないか確認すること。
- j 基本設計及び実施設計時に、アリーナ空間の温熱・気流環境シミュレーションを実施して検証を行うこと。
- k 「別紙 18 現県立体育館の木製客席」について、体育館の観客席やコンコースの休憩用ベンチ等への活用を検討すること。
- l 秋田市のハザードマップを確認、内容を踏まえた上で、避難所となる新県立体育館の設計 GL（グランドレベル）や 1FL（フロアレベル）を設定すること。
- m 「別紙 19 設計業務提出図書一覧」に示す図面については、基本設計及び実施設計終了時に、県に提出し、確認を受けること。
- n その他業務を実施する上で、必要な調査（追加で地質調査を行う等）や、必要な関連業務がある場合は、適宜行うこと。調査を行う場合は、着手前に県に計画書を提出、実施後に報告書を提出すること。
- o 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計として、設計意図伝達業務を行うこと。

(2) 国庫交付金等申請補助業務

- a 県が国庫交付金・地方債等を充当し、設計・建設の対価の一部を支払うこととしており、PFI 事業者は、交付金・地方債等の申請を行う上で必要となる図書や資料の作成等を行い、県の申請手続に協力すること。
- b 県が国庫交付金等を充当するに当たり必要な協力を行うこと。

第5 建設業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

建設業務は、設計図書に基づき、新県立体育館の建設工事及び器具備品（什器含む。）の設置を行うことを目的として実施する。

(2) 業務区分

建設業務の区分は、次のとおりとする。

- a 建設工事着手前業務
- b 建設期間中業務
- c 竣工後業務
- d 器具備品設置業務
- e その他建設業務において必要な業務

(3) 実施体制

次に規定する建設業務責任者及び建設業務担当者を配置し、業務着手前に県に書面で届け出ること。

1) 建設責任者の設置

- a 「別紙2 本事業の業務実施体制図」に基づき、建設業務全体を総合的に把握し調整を行う建設業務責任者を定めること。
- b 建設業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (a) 建設業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - (b) 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- c 建設業務責任者をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。

2) 建設業務担当者の設置

- a 建設業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- b 法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

(4) 業務計画書

1) 基本業務計画書

- a 建設業務の実施に先立ち、新県立体育館の建設に関する基本業務計画書及びそれに付随する書類を着工開始の30日前までに県に提出し、県の承認を得ること。
- b 各計画地の施工（丘の切り崩し、器具備品の設置を含む。）・引渡し・所有権移転及び必要な許認可の取得を含む施工工程を示した工程表を含めること。

2) 年度業務計画書

- a 毎年度において、建設業務の開始の30日前までに年度業務計画書及びそれに付随

- する書類を県に提出し、県の承認を得ること。
- b 内容を変更するときは、県の承認を得ること。
- c 年度業務計画書は、建設業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。

(5) 業務報告書

- a 工事に係る記録その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後1か月以内に県に提出すること。
- b 報告事項の詳細については、県との協議により決定すること。
- c 関係法令上の必要な報告書等を作成し、保管すること。関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続きを行い、その副本を保管すること。

2. 業務の要求水準

(1) 基本的な考え方

- a 事業契約書に定める期間内に各計画地における施設の建設工事を実施すること。
- b 事業契約書に定められた計画地における新県立体育館の建設工事に係る調査、建設及び器具備品設置等の履行のために必要となる業務は、PFI事業者の責任において実施すること。
- c 周辺住民に対する建設工事関係の事前説明については、PFI事業者が実施すること。県は、これに協力するものとする。
- d 施工計画策定に当たり留意すべき項目については、以下のとおりとする。
 - (a) 施工ヤードについては、「別紙20 仮囲い範囲想定図（新県立体育館施工時）」を参照の上、仮囲い位置、車両ゲート位置等を計画すること。
 - (b) 現県立体育館は、新県立体育館の工事施工期間中も運営を継続するため、「別紙20 仮囲い範囲想定図（新県立体育館施工時）」を参照の上、現県立体育館のメインエントランスへの必要な通路、階段、スロープ等を適宜確保すること。
 - (c) 丘の東面の切り崩しは、新県立体育館の建築確認が下りる前に可能な範囲で実施すること。
 - (d) 丘について、クレーン等の建設機械の配置その他施工上やむを得ない事情がある場合に限り、必要最小限の範囲で切り下げを認めるが、建屋の竣工までに、現県立体育館の解体・撤去に関わらず、施工可能な範囲については、盛土等により再整備し、芝生等により緑化するとともに遊歩道等を整備すること。
 - (e) 芝生等の緑化は、施工後の散水期間、養生を踏まえた施工計画とする。
 - (f) 騒音、振動、排水、悪臭、公害、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える工事内容を極力抑えるとともに、近隣へ周知徹底し、理解を得るよう努めること。

- (g) 近隣への対応について、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- (h) 工事時間（重機の稼働時間、搬出入時間等）については、周辺住民に十分配慮した時間帯とすること。
- (i) 本工事により発生する建設廃棄物、特定建設資材廃棄物及び建設発生土は関係法令等を遵守し、適正に処理し県に報告すること。
- (j) PFI 事業者は、外装、内装等デザイン上重要な部分の検証を行うため、モックアップを適宜設け、県と調整すること。
- (k) 周辺道路の交差点部、工事車両の出入口ゲート部等必要な箇所に警備員、誘導員を配置し、工事期間中の周辺環境の安全を確保すること。
- (l) 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。また、建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に申請を実施すること。
- (m) 工事車両動線については、近隣への影響が最小となる計画となるよう配慮し、工事車両の出入口は、「別紙 20 仮囲い範囲想定図（新県立体育館施工時）」を参照の上、必要箇所に適宜設けること。なお、陸上競技場や野球場を使用する日においては、工事車両出入口を制限することも想定されるため、その際は柔軟に対応すること。
- (n) 振動の発生源となる設備、又は機器類は、より低振動のものを採用する等、施設内及び施設外への影響がでないよう対策を講じること。
- (o) イベント開催時の周辺への振動伝搬について検討し、周辺環境への影響を低減する計画とすること。

(2) 建設工事着手前業務

1) 事前調査等

- a 建設工事着手に先立ち、周辺住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- b 工事に伴う周辺家屋等の毀損等については、事前調査を実施し、必要な時期に適切にその対策を講じるとともに、影響を最小限に抑えるための措置工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動対策）を行うこと。

2) 施工計画書等の提出

- a 建設工事着手前に詳細工程表を含む施工計画書を作成し、「別紙 21 建設業務提出図書一覧表」により県に提出して、県の承認を得ること。

3) 工事監理業務責任者による承認等

- a 建設工事着手前に「別紙 21 建設業務提出図書一覧表」について、工事監理業務責任者が承認等を行った旨を速やかに県へ書面により報告すること。

(3) 建設期間中業務

1) 建設工事

- a 各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従い、施設の建設工事を実施すること。工事現場に工事記録を常に整備すること。
- b 県の要請により施工内容の事前説明及び事後報告を行うこと。
- c 建設業法に基づく施工体制台帳に、各下請け工事業者との契約書の写しを添付し、県に提出すること。
- d 建設期間中に「別紙 21 建設業務提出図書一覧表」について、当該事項に応じて工事監理業務に当たる者の承認等を受けた旨を速やかに県へ書面により報告すること。
- e 県は、PFI 事業者が行う工事工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- f 工事中における各施設の利用者、通行人及び周辺住民等への安全対策については万全を期すこと。
- g 工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明を十分に行うこと。
- h 施設管理者（道路、上水道、電気、ガス、電話等通信事業者）と十分に協議、調整を行うとともに、安全管理を徹底すること。
- i 騒音・振動や悪臭・粉塵及び地盤沈下、工事期間中の排水等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対策を行うこと。
- j PFI 事業者の責めに帰する原因により、周辺環境に万一悪影響を与えた場合は、PFI 事業者の責任において苦情対応等を行うこと。また、事故及び周辺施設等に損傷を与えた場合は、施設管理者等と協議のうえ、PFI 事業者の負担により適切に解決すること。
- k 工事により発生する廃材等で再生可能なものは積極的に再利用を図ること。
- l 隣接する建物や道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、PFI 事業者の負担において行うこと。
- m 工事中は周辺その他から苦情がないよう細心の注意を払うとともに、万一苦情等が寄せられた場合は、PFI 事業者を窓口として誠意をもって適切に対応すること。
- n 工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、県と協議するとともに適切に対応すること。
- o 既存用地境界杭等に支障がある場合は、引照点を取り、後に復元すること。
- p 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対策を十分に図るとともに、万一被災した場合は、適切な事後対応により関係者の安全確保に努めること。

2) 中間検査

- a PFI 事業者による中間検査
 - (a) 工事の出来形を確認するため、県と協議した上で、PFI 事業者の責任及び費用負担において検査を行うこと。
 - (b) 検査実施日の 14 日前までに、県に「実施計画書」を提出すること。
 - (c) 県は、PFI 事業者が実施する中間検査に立会うことができるものとする。

- (d) 中間検査の終了後、県に「中間検査結果報告書」として速やかに提出すること。

3) その他

- a 原則として工事中に第三者に及ぼした損害は、PFI 事業者が責任を負うものとする。

(4) 竣工後業務

1) 竣工検査及び竣工確認

- a 竣工検査及び竣工確認は、各施設を県へ引き渡しを行う前において完了させること。

2) 実施方法

竣工検査及び竣工確認は、次のとおり行うこと。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこの限りでない。

- a PFI 事業者による竣工検査等
 - (a) PFI 事業者の責任及び費用において、各施設の竣工検査、附属設備その他器具備品等の試運転・調整、検査等を実施すること。
 - (b) 竣工検査及び附属設備その他器具備品の試運転・調整、検査等の実施は、それぞれの検査実施日の 14 日前までに、県に「実施計画書」を提出すること。
 - (c) 県は、PFI 事業者が実施する各計画地における施設の竣工検査及び附属設備その他器具備品の試運転・調整、検査に立会うことができるものとする。
 - (d) 竣工検査後、速やかに検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて、「別紙 21 建設業務提出図書一覧表」により県へ提出すること。
 - (e) 附属設備その他器具備品の試運転・調整、検査等は、各施設の竣工検査以前に実施すること。
 - (f) 附属設備その他器具備品の試運転・調整、検査の結果を、県に「附属設備その他器具備品の試運転・調整、検査結果報告書」として速やかに提出すること。
- b 県の竣工確認等
 - (a) 県は、前述「a PFI 事業者による竣工検査等」、附属設備その他器具備品の試運転・調整、検査の終了後、各施設について、次の方法により行われる竣工確認を実施する。
 - (b) 県は PFI 事業者の立会いの下で、竣工確認を実施する。
 - (c) 附属設備その他器具備品の取扱に関する県への説明を、前項の試運転・調整とは別に実施すること。
- c 竣工確認後の是正等
 - (a) 県が竣工確認等を行った結果、是正、補修等が必要な場合は、期限を定めた上で PFI 事業者へ書面により指示する。

- (b) 書面により指示を受けた場合、期日までに是正等を完了させること。
- d 各施設の竣工確認において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を竣工図書に反映させること。
 - (a) 県による竣工確認後、速やかに竣工図書を県に提出すること。
 - (b) 提出すべき竣工図書については、「別紙 21 建設業務提出図書一覧表」を参照のこと。

(5) 器具備品設置業務

- a 新県立体育館の機能及び性能を満たすために必要な器具備品を設置すること。
- b 「別紙 22 器具備品一覧」に記載されているものを設置すること。また、一覧の記載の有無に関わらず、提案する施設や事業に合わせて、必要な器具備品を設置すること。
- c 器具備品の調達方法を購入とするか、リース方式とするかは提案による。
- d 現に既存施設に設置している器具備品（「別紙 22 器具備品一覧」を参照。）については、県が PFI 事業者は無償で貸与する。既存施設からの移設については PFI 事業者にて行うこと。
- e 器具備品の設置に当たっては、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについては適宜計画して設けること。
- f 各種競技に関する器具備品は、調達時点において、各種競技の最新のルールに対応したものを調達すること。
- g 支柱を使用する競技では、支柱を固定する設備（専用穴等）を設けること。
- h 器具備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。
- i 設置した器具備品については、耐震対策や動作確認等を行った上で、器具備品財産管理台帳を作成し、適正に管理すること。台帳には、品名、規格、金額（単価）、数量、製造者、販売者、問合先を必ず記載すること。

第6 工事監理業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

工事監理業務は、設計図書に基づき、本事業に関わる建設工事の工事監理を行うことを目的として実施するものである。

- a 次に規定する業務責任者及び業務担当者を配置し、業務着手前に県に書面で届け出ること。また、変更するときも同様とする。
- b 工事監理企業は、建設企業と異なる者とする。

(2) 実施体制

1) 工事監理業務責任者の設置

- a 「別紙2 本事業の業務実施体制図」に基づき、工事監理業務全体を総合的に把握し調整を行う工事監理業務責任者を定めること。
- b 工事監理業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (a) 工事監理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - (b) 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- c 工事監理業務責任者をやむを得ず変更する場合は、県と協議して合意を得た場合に限り変更を認めるものとする。

2) 工事監理業務担当者の設置

- a 工事監理業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- b 法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

(3) 業務計画書

1) 基本業務計画書

- a 工事監理業務の実施に先立ち、基本業務計画書及びそれに付随する書類を工事監理業務の開始30日前までに県に提出し、県の承認を得ること（器具備品整備を含む。）。

2) 年度業務計画書

- a 毎年度において、工事監理業務の開始の30日前までに年度業務計画書及びそれに付随する書類を県に提出し、県の承認を得ること。
- b 内容を変更するときは、県の承認を得ること。
- c 年度業務計画書は、工事監理業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。

(4) 業務報告書

- a 工事監理に係る記録その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまと

- め、各年度の業務終了後1か月以内に県に提出すること。
- b 報告事項の詳細については、県との協議により決定すること。
 - c 関係法令上の必要な報告書等を作成し、保管すること。関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続きを行い、その副本を保管すること。

2. 業務の要求水準

- a 工事監理の状況を「工事監理状況報告書」としてとりまとめ、毎月の定期報告を翌月15日までに県に提出すること。また、県の要請があったときには随時報告を行うこと。
- b 建設業務の進捗に合わせ、工事の受注者に必要な書類を提出させ、審査を行うとともに、必要に応じて指導、指示、是正勧告を行うこと。
- c 器具設置、備品・什器等において、工事との調整を行うこと。
- d 「別紙25 建設業務提出図書一覧」の内容が現場と整合していることを確認すること。

第7 開業準備業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

開業準備業務は、新体育館の供用開始後、円滑に業務を実施できるよう、供用開始日までの間に必要な準備を行うことを目的として実施するものである。

(2) 業務区分

開業準備業務の区分は、次のとおりとする。

- a 開業準備業務
- b 施設の利用促進に係る業務
- c 開館式典及び内覧会等の実施業務
- d 開館準備期間中の維持管理業務
- e その他開業準備業務において必要な業務

(3) 業務期間

PFI 事業者の提案による時期から令和 10 年 9 月末頃まで

(4) 実施体制

新県立体育館の開業に先立ち、新県立体育館の維持管理及び運営に必要な人材を確保すること。

(5) 業務計画書

- a 開業準備業務の実施に先立ち、開業準備に関する業務計画書を、開業準備業務に着手するまでに作成し、県に提出し、県の承認を得ること。
- b 同業務計画書に記載する事項の詳細については、県との協議により決定すること。

(6) 業務報告書

開業準備業務に関する業務報告書を作成し、新県立体育館供用開始後 30 日以内に県に提出すること。

2. 業務の要求水準

(1) 開業準備業務

1) マニュアルの整備

- a 供用開始前の準備として、必要なマニュアルを作成し、県の承認を得た上で、従業員等に周知徹底を図ること。
- b 県の承認を受けた後にマニュアルを変更する場合は、県と協議を行い県の承認を得ること。

2) 運営体制の確立及び従業員の研修

- a 開館するまでの間に、従業者に対して業務内容や機械操作、スポーツ事業、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項について教育訓練を行い、開館後の維持管理業務及び運営業務を円滑にかつ適切に行うことができる体制を確立すること。

3) 業務計画書の作成及び開業に向けた準備

- a 業務計画書を作成し、県の承認を得た上で、その実施に向けて準備を行うこと。
- b 開業準備を完了し、かつ業務計画書に従って新県立体育館の維持管理及び運営を行うことが可能になった時点において県に通知を行い、県の確認を受けること。
- c 県とPFI事業者との間で新県立体育館の開業準備の全般についての協議を目的とする「開業準備協議会」を開催すること。「開業準備協議会」は、県と協議の上で定期的に定例会を開催するほか、県の求め等、必要に応じ臨時会を開催すること。

4) 予約システム整備業務

- a 新県立体育館の供用開始6か月前から、ホームページを開設して利用者登録及び予約ができるように施設予約システム（仮称）を独自に整備し、その維持管理及び運営を行うこと。
- b 当該予約システムのホームページと県が指定するホームページとの間での相互リンクが可能になるようにすること。
- c 施設の空き状況の確認から予約の完了まで、利用者にはわかりやすい、操作しやすいシステムとすること。
- d 利用者が施設予約システムを通じて予約を行う際には、利用者に対し、利用料金の支払方法等をわかりやすく提示すること。PFI事業者が提案により施設予約システムを通じて直接支払いができるように整備することも可とする。
- e 常にシステムを適切に管理し、誤作動や遅延等が発生しないようにすること。
- f 個人情報やデータの漏えいの防止を徹底すること。

(2) 施設の利用促進に係る業務

1) 広報・宣伝活動

- a 新県立体育館の供用開始直後から各種大会・イベント等が開催できるよう、十分なPR活動を行うこと。
- b 新県立体育館の供用開始6か月前までに当該施設の利用案内としてパンフレット等の作成及びホームページを開設するとともに、県の広報物やその他各種媒体への情報提供を行う等して、施設の広報・宣伝活動を行うこと。

2) 開業前の利用申込受付

- a 新県立体育館の供用開始直後から利用者の円滑な利用を促進するため、「第9 3. (1) 利用者等対応・利用受付業務」に対応する業務を、供用開始前から実施すること。
- b 施設予約システムの整備状況等により、「第9 3. (1) 利用者等対応・利用受付業務」で示す予約方法によらない方法による予約受付が必要になる場合には、暫定的

に独自の受付方法を構築し、開業後の業務に支障をきたすことのないようにすること。

(3) 開館式典及び内覧会等の実施業務

1) 開館式典及び内覧会

- a 開館式典を企画し、実施すること。
- b 開館式典の招待者の規模は約 500 名程度を想定しており、招待者の選定については県と協議して決定すること。
- c 内覧会は、開館式典に併せて実施するほか、一般県民及びマスコミを対象としたものも計画すること。
- d 内覧会では、施設内の各所に従業者を配置し、施設の説明を行うとともに、安全管理及び誘導を行うこと。また、効果を高めるために、利用体験やデモンストレーション等を実施すること。
- e 開館式典及び内覧会の内容については PFI 事業者の提案とするが、事前に企画・実施計画等を県に提出し、県の承認を得た上で実施すること。

2) 開館記念イベント

- a 開館式典の実施の後、広く県民が参加できる開館記念イベントを実施すること。
- b 内容については PFI 事業者の提案とするが、新県立体育館にふさわしいイベントを企画・実施すること。
- c 事前に企画・実施計画等を県に提出し、県の承認を得た上で実施すること。

(4) 開館準備期間中の維持管理業務

新県立体育館等の引渡しから供用開始までの間に「第 8 維持管理業務に関する要求水準」に準じて、必要となる維持管理を行うこと。

第8 維持管理業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

維持管理業務は、各施設の引渡日から事業期間終了までの間、施設の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全かつ快適な施設利用に資することを目的として実施するものである。

(2) 業務区分

維持管理業務の区分は、次のとおりとする。

- a 施設の保守管理業務
- b 備品・什器・機材等保守管理業務
- c 清掃業務
- d 環境衛生管理業務
- e 警備業務
- f 修繕業務
- g 植栽管理業務
- h 中長期修繕計画策定業務
- i その他維持管理業務において必要な業務

(3) 業務の対象範囲

維持管理業務の対象範囲は以下のとおりである。詳細は、各業務に関する要求水準を参照すること。

(図表 8-1-1) 業務対象範囲

業務名	対象範囲
施設の保守管理業務	新県立体育館
備品・什器・機材等保守管理業務	新県立体育館に設置した備品・什器・機材等 全て
清掃業務	新県立体育館（一部を除く。）
環境衛生管理業務	新県立体育館
警備業務	新県立体育館
修繕業務	新県立体育館
植栽管理業務	計画地内の植栽
中長期修繕計画策定業務	新県立体育館

(4) 実施体制

次に規定する維持管理業務責任者及び維持管理業務担当者を配置し、業務着手前に県に書面で届け出ること。

1) 維持管理業務責任者の設置

- a 「別紙2 本事業の業務実施体制図」に基づき、維持管理業務全体を総合的に把握し調整を行う維持管理業務責任者を定め、維持管理業務開始前に県に届け出ること。
- b 維持管理業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (a) 維持管理業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - (b) 必要に応じて県が主催する会議や委員会に出席できる者
 - (c) 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- c 維持管理業務責任者を変更するときは、業務着手前に県に届け出ること。

2) 維持管理業務担当者の設置

- a 維持管理業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- b 法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

(5) 業務計画書

1) 基本業務計画書

- a 維持管理業務の実施に先立ち、新県立体育館の維持管理に関する基本業務計画書及びそれに付随する書類を維持管理業務の開始の30日前までに県に提出し、県の承認を得ること。
- b 基本業務計画書には、維持管理業務を実施するに当たり必要な事項について記載すること。

2) 年度業務計画書

- a 毎年度、維持管理業務の開始の30日前までに、年度業務計画書及びそれに付随する書類を県に提出し、県の承認を得ること。なお、内容を変更する場合は、事前に県に届け出て、県の承認を得ること。
- b 年度業務計画書は、維持管理業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。
- c 年度業務計画書には、維持管理業務を実施するに当たり必要な事項について記載すること。

(6) 業務報告書

- a 維持管理業務に関する次の業務報告書及びそれに付随する資料を作成し、県に提出すること。
- b 報告事項の詳細については、県との協議により決定するものとする。
- c 関係法令上の必要な報告書及び点検記録等を作成し、保管すること。関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続きを行い、その副本を保管すること。

1) 日報

- a 日ごとに実施した業務内容を日報として取りまとめ、保管し、県の要請に応じて提出すること。

2) 月次業務報告書

- a 勤務状況、点検・保守状況、清掃状況、警備状況、更新・修繕記録、その他必要な事項について、月ごとに月次業務報告書として取りまとめ、翌月 15 日までに県に提出すること。

3) 年度業務報告書

- a 勤務状況、点検・保守状況、清掃状況、警備状況、更新・修繕記録、備品の状態、その他必要な事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後 1 か月以内に県に提出すること。
- b 更新・修繕記録については、別途、更新・修繕の経過がわかるように整理し、とりまとめておくこと。

(7) 第三者への委託の取扱い

- a 維持管理業務の一部を第三者（構成員又は協力企業以外の者をいう。以下同じ。）に委託する場合は、あらかじめ県に書面で届け出て、承認を得ること。
- b 第三者に委託する場合は、PFI 事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできないものとする。

2. 業務の要求水準

(1) 施設の保守管理業務

1) 業務の対象

- a 維持管理業務の対象は、新県立体育館とする。
- b 新県立体育館の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、点検、保守、修繕を実施する。

2) 業務の方針

① 日常（巡視）保守点検

- a 新県立体育館が正常な状態にあるかどうか、現場を巡回して観察し、異常を感じたときには正常化に向けた措置を行うこと。

② 法定点検

- a 関係法令の定めにより、点検を実施すること。点検により新県立体育館が正常に機能しないことが明らかになった場合には、適切な方法（保守、修繕等）により対応すること。

③ 定期保守点検

- a 新県立体育館が正常な状態にあるかどうか、測定等により新県立体育館の状態を確認し、良否を判定の上で点検表に記録するとともに、各部位を常に最良な状態に保つこと。

④ クレーム対応

- a 申告等により発見された不具合の修理を行うこと。
- b クレーム、要望、情報提供等に対し、迅速な判断により対処すること。
- c クレーム等発生には現場調査、初期対応等の措置を行うこと。
- d 必要に応じて、県に報告すること。

3) 要求水準

① 内壁、外壁（柱を含む。）

- a 仕上材や下地における浮き・剥落・ひび割れ・破損・変色・錆付き・腐食・チョーキング・エフロレッセンス・漏水等の防止及び発生時の補修を行うこと。

② 床

- a 仕上材や下地における浮き・剥れ・ひび割れ・腐食・極端な磨耗等のないようにすること。
- b 木床（フローリング）とする場合には、床板のささくれ等により安全性が損なわれないように十分な日常点検や早期の修繕対応をすること。
- c 各スペースの特性に応じた利用に支障のないようにすること。

③ 屋根

- a 漏水のないようにすること。
- b ルーフドレイン及び樋が正常に機能するようにすること。落葉等による詰まりが発生しないように留意すること。

④ 天井

- a 仕上材や下地における浮き・剥落・脱落・ひび割れ・破損・変色・錆付き・腐食・チョーキング等の防止及び発生時の補修を行うこと。

⑤ 建具（扉・窓・窓枠・シャッター・可動間仕切等）

- a 所定の耐風圧性・水密性・気密性・断熱性・遮音性が保たれるようにすること。
- b 各部にひび割れ・破損・変形・仕上げの変色・劣化・錆付き・腐食・結露やカビの発生・部品の脱落等がないように対策を講じること。
- c 開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動するように維持すること。

⑥ 階段

- a 通行に支障・危険を及ぼすことのないようにすること。
- b 仕上材・手摺等に破損・変形・緩み等がないようにすること。

⑦ 手摺等

- a ぐらつき、ささくれ等がないようにすること。

⑧ 各種設備等

- a 各種設備について、建設時の機能・性能を維持できないような故障・不具合・劣化等が発生した場合には、適切に修理・交換等の措置を行い、その機能・性能を回復させること。
- b 消耗品については適切に在庫を確保し、交換が必要な場合には、迅速に措置を行うこと。

- c 重要な設備については、予備部品等を確保する等して、故障・不具合等が発生した場合には、イベント等の開催に支障のないよう迅速な復旧に努めること。

⑨ その他

- a 新県立体育館において重大な破損、火災、事故等が発生し、緊急に対応する必要性が生じた場合の被害拡大防止に備えること。
- b 排煙窓の手動開放装置前の操作スペースの確保や常閉防火戸の開放等、防火・避難関係規定について、常に適切な状態にあるよう自主点検を行うこと。

(2) 備品・什器・機材等保守管理業務

1) 業務の対象

- a 業務の対象は、新県立体育館に設置した備品・什器・機材等（リースで調達した備品を含む。）とする。ただし、飲食テナントスペースの扱いについては、入札公告時までに示すものとする。

2) 業務の方針

- a 施設運営に支障をきたさないよう、備品、什器、機材、消耗品の管理を行うこと。
- b 備品・什器・機材等の修理、購入を行うこと。
- c 消耗品の購入を行うこと。
- d 備品・什器・機材等の更新を行うこと。

3) 要求水準

- a 備品・什器・機材については、備品等台帳を作成し、管理を適正に行うこと。備品台帳は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）に基づき備品・什器・機材等を分類した上で、取得年月日、品名、規格、金額（単価）、数量等を記載し、現物との照合が容易になるようにすること。
- b 利用者が常に備品・什器・機材等を安全に使える状態を維持することとし、毎年度 1 回現物と照合すること。なお、照合が完了した際は、県に報告すること。
- c 不具合の生じた備品・什器・機材等については随時修理・更新を行うこと。修理・更新に当たっては、県に修繕・更新計画表を提出し、必要に応じて県の立会いによる確認を受けること。
- d 消耗品については、在庫を適切に管理し、不足がないようにすること。

(3) 清掃業務

1) 業務の対象

- a 清掃業務の対象は、新県立体育館とする。ただし、飲食テナントスペースの扱いについては、入札公告時までに示すものとする。

2) 業務の方針

- a 環境・衛生を維持し、機能及び見た目においても快適な空間を保つこと。
- b できる限り業務及び利用者の妨げにならないように清掃を実施すること。
- c 利用者からの清掃に関するクレームが発生しないよう適切な業務を遂行すること。

- d 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理・整頓に努め、人体に有害な薬品等は関係法令等に従い厳重に管理すること。
- e 清掃箇所の状況を踏まえ、日常清掃（日単位から週単位の短い周期で行う清掃）と定期清掃（月単位、年単位の長い周期で行う清掃）を組み合わせで行うこと。
- f 業務に使用する資材・消耗品については、グリーン購入法の特定調達物品の使用に努めること。
- g 清掃用具、洗剤等の資機材やトイレットペーパー等の衛生消耗品は全て PFI 事業者の負担とすること。

3) 要求水準

① 共通事項

- a 施設清掃
 - (a) 目に見えるごみ、ほこり、シミ、汚れがない状態を維持し、美しい環境を提供すること。
 - (b) 安全で衛生的な環境を提供すること。
 - (c) 清掃の必要が生じた場合は、速やかに対応すること。
 - (d) 満足度等の利用者調査の結果を反映させ、必要に応じ改善を行うこと。
 - (e) 内装（建具も含む。）、外壁、屋根等、新県立体育館を構成する各部位は、材質や仕上げに応じた適切な方法により清掃・保全を行い、劣化防止に努めること。
 - (f) 鍵の使用は、清掃に必要な部署に限定し、必ず所定の場所へ返却すること。
 - (g) 清掃業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい制服を着用すること。
 - (h) その他必要に応じて清掃を行い、特に汚れが著しい場合は、適切な洗剤を使用して清掃すること。
- b 防鼠・害虫防除業務
 - (a) 関係法令に基づき、適切な方法でネズミ・ゴキブリ等害虫の防除を行うこと。
- c 廃棄物処理業務
 - (a) 環境に配慮する新県立体育館であり、ごみは、原則として持ち帰るということを利用者に徹底すること。
 - (b) 必要のごみ箱（自動販売機等物品販売者の責任で処分するもの等）については、満杯にしないよう定期的にチェックすること。
 - (c) 関係法令に従い、施設内より発生する全てのごみの収集・運搬・処理を行い、始業前にはごみ・汚れがない状態にすること。
 - (d) ごみは、指定の方法により分別を行い、適切に処理すること。
 - (e) ごみ置き場は、衛生的に維持すること。
 - (f) 廃棄物マニフェストを適切に管理すること。

② 施設別の特記事項

- a アリーナ・体育館

- (a) 大会・イベント等の開催時等、特に混雑が予測される場合は、エントランスホールやコンコース等に相当数のゴミ箱を設置する等、新県立体育館内のごみ散乱防止に努めること。
- (b) 観客席が常に清潔な状態であるように保つこと。
- b 体力測定室・トレーニング室
 - (a) 床及びトレーニング機器は、こまめに汗を拭きとる等、清潔な状態を保つこと。
- c その他諸室
 - (a) 更衣室、トイレ等の水まわりの衛生陶器類や棚等は、適切な方法により、清潔な状態に保つこと。特に、髪の毛等の汚れに留意すること。
 - (b) 洗面台・鏡・間仕切り等付帯設備は、汚れ・破損のない状態を保つこと。
 - (c) 衛生消耗品（トイレットペーパー等）は、常に補充された状態にすること。
 - (d) 排水口のごみ詰まりがないようにし、常にスムーズに排水されるように清潔にしておくこと。
 - (e) カビ、においの発生のないように努めること。
 - (f) 開館時間中の清掃は、プライバシーに配慮して行うこと。
- d 外構
 - (a) 駐車場内の通路、壁、舗装部分、機械部分、案内表示板において、ごみや泥のない清潔な状態を維持するほか、ガラスの破片・くぎ等の安全面にも配慮すること。
 - (b) 建物周囲、出入口周辺、排水管、汚水管、雨水桝等が泥、ほこり、ごみ、落ち葉等の汚れや詰まりのないよう清潔な状態を維持し、美観を保つこと。
 - (c) 定期的に外壁及び外部建具の清掃、排水溝及びマンホール等の清掃を行うこと。
 - (d) 積雪時には利用者に不便のないよう、適切に除雪・排雪を行うこと。

(4) 環境衛生管理業務

1) 業務の対象

環境衛生管理業務の対象は、新県立体育館とする。

2) 業務の方針

- a 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づいて、新県立体育館の環境衛生管理を行うこと。
- b 建築物環境衛生管理技術者を選任すること。

3) 要求水準

- a 管理計画に従い、環境衛生管理業務を行うこと。
- b 管理計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定、検査、調査を実施して、その結果を評価すること。
- c 測定、検査、調査その他の活動によって、特に改善・変更を要すると認められた事

項については、具体的にその内容を明らかにした文書を作成し、その都度、県に意見を具申すること。

- d 管理計画のほか、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告書その他の書類を作成すること。
- e 関係官公庁の立入り検査の際には、その検査に立会い、協力すること。
- f 関係官公庁から改善命令を受けたときには、その主旨に基づき、関係する業者に周知するとともに、具体的な改善方法を県に具申すること。

(5) 警備業務

1) 業務の対象

警備業務の対象は、新県立体育館とする。

2) 業務の方針

- a 業務の対象となる施設全般を保全し、利用者の安全を守り、サービスの提供に支障を及ぼさないよう、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）を遵守し、適切な防犯・防災警備を実施すること。

3) 要求水準

- a 施設の用途・規模・開館時間・利用状況等を勘案して適切な警備計画を立て、犯罪・事故等の未然防止に努めること。
- b 警備業法、消防法、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等関係法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- c 1 年を通じて 24 時間、新県立体育館の警備を行うこと。
- d 警備方法は、機械警備を原則とし、必要に応じて有人警備を行うこと。
- e 大会・イベント時には、利用者の混乱を避け、安全が確保できるよう警備体制を整えること。
- f 急病、事故、犯罪、火災等が発生したとき又は発生の恐れがあるときは、直ちに現場へ急行し、現状の確認及び適切な処置を行ったのち、県及び関係機関に通報すること。施設内において異常を発見した場合にも、速やかに県及び関係機関に連絡する等、適切な初期対応を行うこと。
- g 不審者の侵入、不審な車両の進入防止を行うこと。
- h 火の元及び消火器、火災報知器の点検を適切に行うこと。
- i 放置物の除去等、避難動線の常時確保に努めること。
- j 不審者・不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を行うこと。
- k 必要に応じて警備員への適切な指導・研修を行う体制を整えること。

(6) 修繕業務

1) 業務の対象

修繕業務の対象は、新県立体育館とし、各保守管理業務と一体的に実施するものとする。

ここでいう修繕は、経常修繕及び計画修繕をいう。なお、事業期間内の新県立体育館の機能・性能を維持するために必要となる修繕については、PFI 事業者が行う業務に含めるものとする。

2) 業務の方針

- a 施設の引渡しから事業期間終了までの間、中長期修繕計画に基づき、施設が正常に機能し、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるよう、ライフサイクルを見据えた予防保全に努め、必要な修繕・更新を実施すること。

3) 要求水準

① 修繕業務計画書の作成、提出

- a 維持管理業務の年度業務計画書の作成に合わせて県と協議の上で当該事業年度の修繕業務計画書を作成し、県へ提出すること。

② 修繕・更新の実施・報告

- a 計画された修繕及び施設が正常に機能するために必要な緊急の修繕が発生した場合には、法令及び必要な手続き、資格等に基づき、速やかに修繕・更新業務を実施すること。
- b 施設の修繕・更新を行った場合、修繕・更新箇所について県に報告を行い、必要に応じて県の立会いによる確認を受けること。

③ 施設台帳及び完成図面等への反映

- a 施設の修繕・更新を行った場合、修繕内容を履歴として記録に残し、以後の維持管理業務を適切に実施すること。
- b 修繕内容を施設台帳及び完成図面等に反映させ、常に最新の施設・設備等の状態が分かるようにすること。

④ 修繕業務報告書の作成・提出

- a 年度業務報告書の提出に合わせて修繕業務報告書を作成し、県に提出すること。

(7) 植栽管理業務

1) 業務の対象

植栽管理業務の対象は、計画地内の植栽とする。

2) 業務の方針

- a 植栽の管理に当たっては、予め定められた要求水準を満たすための適切な植栽管理計画を作成し、実施すること。
- b 業務計画の作成に当たっては、計画地全体の調和を図るため、既存の植栽の状況を踏まえて計画すること。
- c 施設の機能、景観及び環境を維持し、公共サービスが常に円滑かつ快適に行われるよう、植栽について、点検・維持・修繕・改善を行うこと。

3) 要求水準

- a 植栽の維持管理に当たっては、利用者及び通行者の安全確保に配慮し、草刈り、芝刈り、除草、根上がり対策を随時行うこと。

- b 樹木の枝の落下や倒木による事故を未然に防止できるように適正に管理し、必要に応じて剪定や伐採を行うこと。
- c 植物の種類、形状及び生育状況等に応じて、適切な方法による維持管理を行い、豊かで美しい環境を維持すること。
- d 状況と植物の種類に応じて適切な方法により施肥、散水及び病虫害の駆除等を行い、植栽を常に良好な状態に保つこと。
- e 薬剤、肥料等は、環境及び安全性に配慮して選定すること。

(8) 中長期修繕計画策定業務

1) 業務の対象

中長期修繕計画の対象施設は、新県立体育館とする。

2) 業務の方針

- a 県が効率的・効果的に適切な修繕に取り組むことで長寿命化ができるよう、具体的な計画を策定すること。

3) 要求水準

- a 竣工時にその構造や用途に応じて適切にライフサイクルを設定し、さらに長寿命化を図ることを目的とした中長期修繕計画を策定して竣工までに県に提出し、運営開始から10年を経過した時点で内容を見直すこと。
- b 中長期修繕計画は、建物や設備の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の大規模改修時期を示すものであること。
- c 大規模改修が必要な場所の改修履歴を示すとともに、消耗具合を具体的に示すものであること。
- d 特殊機材（すでに製造中止で手に入らない等）を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば表示すること。
- e 事業終了2年前には、施設の状態をチェック・評価し、中長期修繕計画の見直しを行い、変更計画書を県に提出すること。
- f 事業終了時に発生している不具合について報告書にまとめること。

第9 運営業務に関する要求水準

1. 総則

(1) 業務の概要

運営業務は、各施設の引渡しから事業期間終了までの間、本書及び事業契約書等に基づき、良質で魅力的なサービスを提供し、安全、快適かつ便利に新県立体育館を利用できるよう、品質・水準等を保持することを目的とする。

また、県民の誰もが安全に、かつ快適にスポーツを楽しむことができるようサービスを提供するとともに、利用者の利便性が向上するよう運営することを目的とする。

県との情報共有等に資する ICT 等のデジタル技術を活用して人件費を削減すること等、ライフサイクルコストの低減に向けた創意工夫を求める。

(2) 業務区分

運営業務の区分は、次のとおりとする。

- a 利用者等対応・利用受付業務
- b 体力診断業務
- c ホームページ管理その他広報業務
- d 駐車場運営業務
- e 安全管理業務
- f 利用者の意見把握業務
- g 行政等への協力・調整業務
- h その他運営業務において必要な業務

(3) 実施体制

次に規定する運営業務責任者及び運営業務担当者を配置し、業務着手前に県に届け出ること。

また、従業員に対して、運営管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修を行うこと。

1) 運営業務責任者の設置

- a 「別紙2 本事業の業務実施体制図」に基づき、運営業務全体を総合的に把握し、県及び関係機関等と調整を行う運営業務責任者を定めること。
- b 運営業務責任者は、本事業の目的・趣旨・内容を十分踏まえた上で、次の要件を満たす者を選出すること。
 - (a) 運営業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者
 - (b) 現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者
- c 運営業務責任者を変更するときは、業務着手前に県に届け出ること。

2) 運営業務担当者の設置

- a 運営業務担当者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- b 法令により資格が定められている場合は、当該資格を有する者とする。

- c 効果的・効率的な運営が行える最適な人員を配置すること。
- d 配置する人員の配置計画や業務形態は、労働基準法や関係法令との整合を図り、かつ、施設の運営に支障がないようにすること。

(4) 業務計画書

1) 基本業務計画書

- a 運営業務の実施に先立ち、新県立体育館の運営に関する基本業務計画書及びそれに付随する書類を運営期間開始の6か月前までに県に提出し、県の承認を得ること。
- b 基本業務計画書に記載する事項の詳細については、県との協議により決定するものとする。

2) 年度業務計画書

- a 毎年度、運営業務の開始の30日前までに、年度業務計画書及びそれに付随する書類を県に提出し、県の承認を得ること。なお、内容を変更するときは、事前に県に届け出て、県の承認を得ること。
- b 年度業務計画書は、運営業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する際の確認事項を定めたものとする。
- c 年度業務計画書には、各業務について、利用促進計画、サービス向上の方策及び実施スケジュール、苦情及び要望への対応、その他必要な事項を記載すること。

(5) 業務報告書

- a 運営業務に関する次の業務報告書及び業務報告書に付随する資料を作成し、県に提出すること。
- b 報告事項の詳細については、県との協議により決定するものとする。
- c 関係法令上の必要な報告書及び点検記録等を作成し、保管すること。
- d 関係省庁への提出等が必要なものについては、所定の手続を行い、その副本を保管すること。

1) 日報

- a 日ごとに実施した業務内容を日報として取りまとめ、保管し、県の要請に応じて提出すること。

2) 月次業務報告書

- a 利用料金の収入状況、新県立体育館の利用状況、利用者意見の聴取状況、事故及び苦情並びに要望等の内容とその対応、その他必要な事項について、月ごとに月次業務報告書として取りまとめ、翌月15日までに県に提出すること。

3) 年度業務報告書

- a 県との協議により決定した事項について、年度業務報告書として取りまとめ、各年度の業務終了後1か月以内に県に提出すること。

(6) 第三者への委託の取扱い

- a 運営業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ県に書面で届け出て、承認を得ること。
- b 第三者に委託する場合は、PFI 事業者の責任において当該業務の履行や委託先の法令遵守等を確保することとし、当該委託先からさらに再委託させることはできないものとする。

(7) 光熱水費の取扱い

- a 光熱水費は、電気料金、ガス料金、上水道料金及びそれに類する料金とし、供用開始から3年目までは原則としてPFI事業者の提案金額に基づくものとする。4年目以降は、3年目までの使用量を標準使用量とし、そこから変動した場合には改定を行うものとする。
- b 飲食テナントスペース及び秋田県スポーツ協会事務室については、子メーターの設置、占有面積等による按分等により、他の光熱水費と区分してこれらのスペースの占有者に費用を請求すること。

(8) 連携事業者

- a 新県立体育館は、秋田ノーザンハピネッツがホームアリーナとする予定であるため、PFI事業者は、同チームと連携して業務を行うこと。
- b スポーツ医・科学機能については、秋田県内アスリート育成・強化の中核的な役割を担っている公益財団法人秋田県スポーツ協会との連携が必要となるため、PFI事業者は、同協会と連携して業務を行うこと。なお、具体の連携内容、経費負担、リスク分担等は入札公告時までに示す。
- c このほか、公園管理者である秋田市や、商工団体、障害者スポーツ団体、公共交通機関等の関係機関と緊密に連携すること。

2. 施設運営の基本要件

(1) 施設の開館日及び休館日等

1) 供用開始日

① 建屋・ロータリー

令和10年9月末頃

② 第1駐車場、緑地・遊具広場

現県立体育館解体後から令和12年3月末までの間とし、詳細は、入札公告時までに示す。

③ 第2駐車場

令和10年9月末頃

2) 開館日

通年とし、休館日の設定は提案による。

ただし、定期休館日を設定する場合は、興行・大会等の誘致の妨げにならないよう配慮すること。

3) 開館時間

開館時間は、午前9時から午後9時までとし、それ以外の時間帯は提案による。ただし、専用利用の場合は、必要に応じて延長すること。

4) その他

専用利用時を除き、エントランスやトイレ等の一部を一般に開放するとともに、メイン園路側と丘の頂上部の回遊性の確保に配慮すること。

また、年齢、性別、身体の状態などの違いにかかわらず、誰もが安全で快適に利用できるようにすること。

(2) 利用形態及び予約の優先順位

利用形態と予約の優先順位は、「図表 9-2-1 利用形態の考え方」及び「図表 9-2-2 優先順位」を踏まえて提案すること。ただし、Bリーグが定めるホームアリーナ使用基準を満たし、ネーミングライツ取得者の利用に配慮すること。

(図表 9-2-1) 利用形態の考え方

利用形態	概要
専用利用 (Bリーグ)	Bリーグに所属するチームによる貸切利用
専用利用 (その他)	各種スポーツ大会、トップスポーツ (Bリーグを除く)、コンサート・MICE 等による貸切利用
個人利用	個人による利用

(図表 9-2-2) 優先順位

優先順位	利用形態	予約時期の目安
1	専用利用 (Bリーグ)	Bリーグが定める日
	専用利用 (その他) のうち、全国大会、中学校総合体育大会、高等学校総合体育大会等	2年前まで
2	専用利用 (その他) のうち、コンサート、大規模なMICE等	2年前まで
3	専用利用 (その他) のうち、東北総合スポーツ大会、Wリーグ・S/Jリーグ・Tリーグ・SV (V) リーグ等	1.5~1年前まで
4	専用利用 (その他) のうち、上記以外の競技大会、MICE等	1年前まで
5	・専用利用 (その他) のうち、上記以外のもの ・個人利用のうち、アスリート育成・強化、障害者スポーツ等	3か月前まで
6	上記以外のもの	1か月前まで

(3) 利用料金の考え方

新県立体育館整備基本計画に示す考え方を基本とし、次に定めるもの以外の詳細については、入札公告時までに示す。

(図表 9-2-3) 利用料金の考え方

利用形態	料金（目安）	備考
Bリーグ興行 （専用利用）	1日 200～250万円程度	<ul style="list-style-type: none"> ・全館貸切、興行当日の準備・撤去等含む。 ・スイート等を含み、冷房その他現県立体育館に無い設備は含まない。

3. 業務の要求水準

(1) 利用者等対応・利用受付業務

入札公告時までに示す。

(2) 体力診断業務

- a 体力測定室、体育館その他必要な諸室を利用して、児童生徒やトップスポーツ選手等を対象とする体力診断を実施すること。
- b 体力診断は、次の項目を測定し、対象者にフィードバックできるようにすること。
- c 形態測定（身長、体成分）、体力測定（閉眼片足立ち、長座体前屈、握力、背筋力、脚伸展力、全身反応時間、等速性収縮による動的筋力、30m走、ジャンプ、無酸素パワー、全身持久力）、視覚測定（静体視力、動的視力、深視力）、肺機能（肺機能測定）及び心理的競技能力診断検査
- d 協力企業である公益財団法人秋田県スポーツ協会に行わせること。
- e その他詳細については、本業務の実施に要する費用等とともに、入札公告時までに示す。

(3) ホームページ管理その他広報業務

入札公告時までに示す。

(4) 駐車場運営業務

1) 場内整理

- a 駐車場案内・誘導、満車・空車情報、フロア案内等、必要なサインを適切に設置すること。
- b 放置車両、長期間駐車している車両がある場合は、所有者に対して車両の移動・出庫指示を行うこと。
- c 入出場時間中には、施設・設備等の巡回点検及び駐車車両等の異常の有無の巡回確認を行うこと。なお、異常が認められた場合は、危険を防止するため、早急に復旧措置及び応急措置を講じるとともに、速やかに県へ報告すること。

- d 出口等での機器のトラブル等、利用者からの苦情・クレーム等について迅速かつ適切に対応すること。
- e 事故が発生する恐れがある場合は、当該箇所への注意喚起の表示を行う、あるいは立ち入りを制限する等の措置を講じること。
- f 入出場時間外に、施設及び保管自動車等に関し問題が生じたときは、PFI 事業者の責任のもとに対処すること。
- g このほか、条例に基づき、悪質な利用者等に対して、駐車場の使用の拒否、行為や立ち入りを禁止する等、施設の運営を適切に行うこと。
- h ホームページ等を活用し、駐車場の混雑状況について、事前見込みや実時間の状況を広く告知すること。

2) 大会・イベント等開催時における管理運営

- a プロスポーツ等大規模な興行の際は、駐車場の全部又は一部を主催者に貸切利用させることができる。
- b 大会・イベント等の主催者等に対して公共交通の利用促進を図る方策を講じるように徹底すること。

(5) 安全管理業務

1) 「災害時初動対応マニュアル」の作成、更新

- a 運営業務開始前に、災害時における県と新県立体育館の役割、対応方法等を予め協議すること。
 - (a) 安全確認の方法
 - (b) 事前の鍵の管理、開館時間外の開錠方法
 - (c) 初期段階の作業内容、関係者の役割（初動対応）分担
 - (d) 非常用発電設備等の切り替え等、施設の動作確認
 - (e) 避難者の収容方法（避難スペース等の設定）
 - (f) 施設内の利用方法・ルール 等
- b 事前協議の結果から、新県立体育館及び地域の特性を踏まえた「災害時初動対応マニュアル」を作成し、県の承認を得ること。
- c 本マニュアルは、県と共同による防災訓練等を通じて、実態に合うよう必要に応じて更新を行うこと。更新に当たっては、県の承認を得ること。

2) 事故防止・事故発生時の対応

- a 安全管理に係る業務として事故防止に努め、事故発生時に備え、緊急時の対応、防犯対策及び防災対策について、「対応マニュアル」を作成し、従業員に研修を行うとともに、周知徹底を図ること。
- b 新県立体育館の利用者、来館者等の急な病気、けが等に対応できるよう、簡易な救急薬品等の救急セット、AED 等を設置するとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

- c 施設利用者に急な病気やけが、事故等が発生した時には、適切に対応するとともに、その発生状況と対応について詳細な記録を作成し、直ちに県に報告を行うこと。

3) 災害発生時の対応

非常時・災害発生時の対応は、次のとおりとする。

- a 事故・災害等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取るとともに、県及び関係機関に通報すること。また、新県立体育館に設置する防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報機器の点検を怠ることなく日頃から火災等の未然防止に努めること。
- b 発災直後から速やかに被災状況に応じた応急的な補修・修繕が可能となる体制を確保すること。
- c 計画地内において災害が発生する恐れがあるときは、直ちに、初動の措置を講じ、県及び関係機関に通報すること。
- d 事故・災害等を想定した救助訓練を実施し、緊急時に適切な処置を行えるように日頃から訓練しておくこと。
- e 気象状況による警報発令時には速やかに施設の安全確認及び確保を行うこと。
- f 「災害時初動対応マニュアル」に基づき、年1回防災訓練を実施すること。

4) 地域防災計画による位置づけ

- a 新県立体育館は、現県立体育館と同様に、災害時の「指定避難所」として指定される予定であり、また、計画地がある八橋運動公園は、災害時の「指定緊急避難場所」として指定されている。このため、災害時には、これらの機能が優先され、通常の利用が制限される場合がある。

(6) 利用者の意見把握業務

1) 利用者アンケートの実施

- a 利用者等の意見及び要望を把握し、サービス水準の確保向上に資するため、毎年度1回以上、利用者等を対象にアンケート調査を実施すること。
- b アンケート調査の方法・項目・時期については、県とPFI事業者とが協議の上で決定する。
- c アンケート調査後、PFI事業者は内容についての分析、評価の上で報告書として県に提出するとともに、その後の個別業務に適切に反映させること。また、報告書等の概要を当該施設内に提示する等により利用者に向けて公表すること。

2) 意見箱等の設置

- a 利用者アンケートとは別に、利用者等の意見及び要望を把握するため、意見箱等を新県立体育館に常設すること。
- b 回収した意見については、回答を施設内に掲示し、定期的にとりまとめて県に報告するとともに維持管理業務、運營業務に適切に反映させること。

(7) 行政等への協力・調整業務

- a 災害その他特別の事情があるとして県が優先的に利用する場合は、PFI 事業者は県と協力して予約の変更等利用者に対して適切に対処すること。
- b 県の実施する県民向け広報等の編集・発刊等に対し、情報提供や業務実施について協力すること。

第10 自主事業

1. 総則

(1) 事業の概要

- a PFI 事業者は、自ら施設利用者となるなどにより、独立採算により興行、イベント等を企画して自主事業として実施するものとする。
- b 自主事業の計画に当たっては、優先利用との十分な調整を図り、事業計画書を作成し、予め県の承認を得なければならない。
- c 計画地内に建屋以外の施設の整備を伴う自主事業の実施は認めない。

2. 基本要件

(1) 費用負担・事業収入の帰属

自主事業の実施に要する経費は、PFI 事業者が負担し、事業により得た収入はPFI 事業者に帰属する。

(2) 料金の設定

自主事業の実施に伴う料金は、PFI 事業者が利用者から徴収するものとする。なお、参加料、販売価格等の料金の設定に当たっては、新県立体育館が公の施設であることを踏まえ、適切な料金となるように配慮すること。

3. 提案を求める自主事業

次の例示を参考として、自主事業を実施すること。

- ・ トレーニング指導教室
- ・ スポーツ教室
- ・ ボルダリング
- ・ 祭り等の季節イベント
- ・ e スポーツ大会
- ・ 自動販売機
- ・ 広告事業
- ・ キッチンカー
- ・ その他新県立体育館の利用促進、公園及び周辺の賑わい創出につながる事業

第11 経営管理に関する要求水準

1. PFI 事業者に求められる基本的事項

(1) PFI 事業者に関する事項

事業期間を通じて、責任ある業務遂行を図ることができるよう、次に掲げる事項を満たすこと。

- a 定款において、本事業の実施のみを事業目的とすることを規定していること。
- b 定款において、監査役を置くことを規定していること。
- c 定款において、株式の譲渡制限を規定していること。
- d 創立総会又は株主総会において、取締役及び監査役を選任していること。

(2) 事業の実施体制に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、効率的かつ効果的に各業務を実施し、適正かつ確実に事業を遂行できる実施体制が確保されていること。

- a 各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。
- b 各業務における実施責任が明確になっているとともに、適切なリスク分担が図れていること。
- c 各業務の効率的かつ効果的な遂行を管理する体制及び方法が明確になっており、適切に機能していること。

(3) PFI 事業者の財務に関する事項

事業期間を通じて、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

- a 健全な財務状況を保持するための財務管理の方針及び方策が明確になっており、適切に機能していること。
- b 本事業の実施に必要な一切の資金が確保されていること。
- c 収支の見通しが明確かつ確実なものとなっており、資金不足が発生しないこと。

2. PFI 事業者の経営等に関する報告

次に掲げるとおり、PFI 事業者の経営等に係る書類を提出すること。

(1) 定款の写し

定款の写しを、事業契約の締結後 7 日（閉庁日を含む。ただし、期限日が閉庁日の場合はその翌日とする。以下同じ。）以内に県に提出すること。また、定款に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の定款の写しを県に提出すること。

(2) 株主名簿の写し

会社法第 121 条に定める自らの株主名簿の写しを、事業契約の締結後 7 日以内に県に提出すること。また、株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の株主名簿の写しを県に提出すること。

(3) PFI 事業者が締結する契約等

事業期間を通じ、次に掲げる事項を満たし、健全な財務状況が維持されていること。

a 契約の一覧の提出

本事業に関し県以外の者を相手方として締結し、又は締結する予定の契約の一覧（構成員及び協力企業が締結する保険契約の一覧を含む。以下同じ。）を事業契約締結後 7 日以内に県に提出すること。また、当該一覧の内容に変更があった場合には、その変更後 7 日以内に変更後の一覧を県に提出すること。

b 契約書の写しの提出

本事業に関し県以外の者を相手方として締結する契約の契約書（覚書その他名称のいかんを問わない。また、構成員及び協力企業が締結する保険契約に係るものを含む。）の写しを当該契約の締結日の 14 日前まで及び締結日の 14 日以内にそれぞれ県に提出すること。契約を変更する場合も同様とする。ただし、契約の内容により、PFI 事業者の経営に影響が少ないものとして県が承諾した場合には、提出を省略することができるものとする。

(4) 株主総会の資料及び議事録

株主総会（臨時株主総会を含む。）の会日から 14 日以内に、当該株主総会に提出し、又は提供された資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。

(5) 取締役会の資料及び議事録

取締役会を設置している場合は、取締役会の会日から 14 日以内に、当該取締役会に提出し、又は提供された資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを県に提出すること。

(6) 計算書類等

1) 事業年度の計算書類等の提出

定時株主総会の会日から 14 日以内に、次に掲げる計算書類等を県に提出すること。なお、決算期は毎年 3 月 31 日とすること。

- a 当該定時株主総会に係る事業年度における公認会計士又は監査法人による監査済みの会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類及び附属明細書
- b 上記計算書類及び附属明細書に係る監査報告書の写し
- c 当該事業年度におけるキャッシュフロー計算書のほか、県が合理的に要求する書類

2) 上半期の計算書類等の提出

上半期にかかる計算書類を毎年 11 月 30 日までに県に提出すること。上半期に係る計算書類は 1) a に準じるものとするが、監査までは求めないこととする。